

議長／皆さんおはようございます。
これより、本日の会議を開きます。
まず、諸般の報告をいたします。
山岸猛夫議員より欠席届の提出がありましたので御報告をいたします。
次に昨日、知事杉本君から退職の申出がありました。
申出書は、議題となった後、書記から報告をいたします。
このほか、決議案については配布したとおりであります。
また、1日に上程されました議案の中で、第92号議案及び第96号議案につきましては、地方公務員法第5条第2項の規定によりまして人事委員会の意見を求めたところ、配布いたしましたとおり回答がありましたので御了承をお願いいたします。
本日の議事日程は配布いたしましたとおりと定め、直ちに議事に入ります。
日程第1、知事の退職に係る同意についてを議題といたします。
まず、退職申出書を書記から朗読させます。

／退職申出書。

このたび、諸般の事情を鑑み、令和7年12月4日付で福井県知事の職を辞任いたしたく議会の同意を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。
令和7年12月3日、福井県議会議長宮本俊様、福井県知事杉本達治。
以上であります。

議長／ただいまの申出につきまして、法定期日前の知事の退職は、地方自治法第145条の規定によりまして、議会の同意が必要となります。

これより、本件に対する質疑に入ります。
北川君より通告がありますので、許可することといたします。
北川君。

北川議員／ただいまの知事の退職につきまして申し上げます。
現在、セクハラ疑惑に関しましては、特別調査委員が調査を進めており、その結果はまだ集約されず、公表は来年に持ち越されることです。
にもかかわらず、この段階で知事が退職を表明されたことは、県民に対し、何が原因で退職に至ったのか全く示されないまま、一身上の都合によるものとして扱われることになります。

これは県民の理解を得るものとは言えず、むしろ県政への不信を一層招くものであります。
残念ながら、地方自治法第145条では、議長に退職を申し出てから30日後の1月2日には退職が成立します。

つまり、特別調査委員の報告を待たずに退職が成立しますが、セクハラという重大事案をこれで終わらせてよいのかという不満が民の間で残るのは避けられません。

そこで、知事である杉本達治氏に、知事として最後に2点、質問させていただきます。
まず、調査報告書の内容を踏まえて、知事自らがしっかりと県民に説明責任を果たし、そ

の上で進退を判断すべきであったと考えますけれども、なぜこのタイミングなのか、改めて伺います。

次に、さらに知事が退職された後も、被害に遭われた方に謝罪することが誠意だと思いま
すが、いかがでしょうか。

まず2点、お願いいいたします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／北川議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、退職のタイミングについてお答えを申し上げます。

私はこれまで、県、そして第三者委員の調査に誠実に協力をさせていただいたところでござ
ります。

この中で私が被害者の方に不適切なメッセージを送って、それによって被害者の方が深く
傷ついておられるという事実を我が身、自ら認識をいたしたというところでございまして、
これについて重く責任を感じているところでございます。

そうした中で、特別調査委員から調査の報告が年明けに延びるという公表があったところ
でございます。

年明けになりますと、来年度の予算、また人事、さらには2月議会にも大きな影響を及ぼ
すというふうに考えたところでございまして、そういたしますと県政へのより大きな、深
刻な混乱を招いていくというふうに考えたところでございます。

こうしたところから、このタイミングでの退任を判断いたしたところでございます。

いずれにいたしましても、今後とも特別調査委員の調査には誠実に協力をしてまいります
し、また、個人の立場になりますけども、その結果につきましては真摯に受け止めさせて
いただきまして、適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、被害に遭われた方への謝罪についての御質問にお答えを申し上げます。

被害に遭われた方への謝罪につきましては、当然のことながらその必要性を強く感じてい
るところでございます。

今後は特別調査委員の判断であるとか、また、相手の方の御意思、こういったものを尊重
しながら、可能な形で誠意を示してまいりたいと考えているところでございます。

議長／北川君。

北川議員／県民への誠意を示すことは説明責任を果たすことであると再度訴えます。

また、ハラスメントは被害を受けた当事者に大きな傷となって残っていくのはもちろんの
こと、つながりのある周りの方にも大きな苦しみとなってしまいます。

それを少しでも改善できるのは知事の誠意ある姿勢でしかありません。

適切に対応するという言葉は明確な謝罪によるものであることを再度訴え、私の言葉にさ
せていただきます。

議長／以上で、通告による質疑は終了いたしましたので、ほかにないものと認め、本件に対する質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第38条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長／御異議なしと認めます。

よって、そのように決定をいたしました。

これより、本件に対する討論に入るのではあります、ただいまのところ通告者はありませんので、ないものと認め、本件に対する討論は終結いたしました。

これより、採決に入れます。

その方法は起立によって行います。

知事杉本君の退職の申出に同意することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

議長／起立全員であります。

よって、知事杉本君の退職の申出に同意することに決定をいたしました。

ここで杉本君より発言したい旨の申出がありますので、許可することといたします。

杉本君。

杉本知事／ただいま私の知事退任の御承認を賜りました。

まずは、今回の不祥事によりまして任期半ばでの退任となり、県政に大変な御迷惑をおかけいたしましたことを心からおわび申し上げます。

また、私の不適切な言動によりまして、被害を受けられた、そして深く傷ついていらっしゃる皆様方に対しまして、心より謝罪を申し上げます。

本当に申し訳ございませんでした。

一方、県議会の皆様方におかれましては、私が知事に就任いたしまして6年7か月、また副知事、総務部長時代を合わせますと12年あまりにわたりまして、大変格別なる御厚情を賜りましたことに対しまして、心より厚く御礼を申し上げます。

私は、令和元年、知事に就任いたしましたときに、県民主役の県政、徹底現場主義、チームふくいを掲げまして、皆様方のお力添えをいただきながら、県政課題に全力で取り組んでまいりました。

就任早々に起こりましたコロナ禍におきましては、皆様方の大変なご理解、協力をいただきまして、重症化率は全国の平均の4分の1、死亡率は全国最低と全国一の対策を講じることができたと考えているところでございます。

昨年3月16日の北陸新幹線の県内開業につきましても、各駅の周辺のまちづくりであると

か、また県内の大型投資が続いているおりまして、そういう意味では投資とにぎわいの好循環が広がっていると考えているところでございます。

恐竜王国福井のブランド化、これも大きく進んだと考えております。

今や恐竜といえば福井、福井といえば恐竜と言われ、全国で皆さんに知れ渡る、福井県の人気が大変高くなっていると感じているところでございます。

日本日幸福な子育て県、ふく育県につきましても、幼児教育、それから高校授業料の無償化の拡充であったり、また、男性育児休業の取得の促進、結婚支援、不妊治療の助成の拡充、こういったことによりまして、福井県は合計特殊出生率が全国の2位まで浮上しているというところでございます。

子どもの学力、体力、これも全国トップクラスを続けているところでございます。

さらに、県庁改革につきましては、職員クレドを制定し、働き方改革を進め、女性管理職の登用、さらにはディレクター制度など、全ての職員が挑戦や活躍ができる、そういう環境づくりに努めてきたところでございます。

県立大学には日本で初めての恐竜学部も創設をさせていただき、全国有数の公立大学に成長を遂げていると考えております。

さらには、中部縦貫自動車道の県内の区間における工事の大幅な進捗、舞鶴若狭自動車道の4車線化、さらには敦賀港の整備充実など、安心・安全の県民のための基盤整備、これにも力を入れてきたところでございます。

こうした取組によりまして、福井県は幸福度日本一を12年連続で続けてきている上に、幸福感でも日本一を達成することができ、文字どおりウェルビーイング日本一になった、そういう県になったというふうに考えているところでございます。

ただ、福井県はまだこれから。

北陸新幹線小浜・京都ルートの早期認可・着工、それから福井アリーナの整備、さらには原子力使用済燃料の県外搬出、こういった様々な課題があるわけであります。

こうした課題に対して皆様方が一致して力を発揮し、課題解決に向けて前進を進めていただけることを心から御祈念申し上げる次第でございます。

これまで皆様方から賜りました御支援、励まし、こういったものに深く感謝を申し上げ、また、福井県がますます魅力にあふれ、誇れる地域となりますことを心より御期待を申し上げまして、退任の御挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

また、申し訳ございませんでした。

議長／では、次に、日程第2、発議第28号 知事のセクシャルハラスメントに関する通報事案を踏まえた信頼回復と再発防止に関する決議案を議題といたします。

これより、田村君から提案理由の説明を求めるにいたします。

田村君。

田村議員／知事のセクシャルハラスメントに関する通報事案を踏まえた信頼回復と再発防止に関する決議の提案理由を述べさせていただきます。

今般、知事が複数のハラスメント事案を認め、結果として辞職に至ったことは誠に遺憾であります。

県政における知事の功績がすばらしかったことは、ここにいる議員各位もお認めのことと思いますが、セクハラを含むハラスメント行為は、被害を受けた方の尊厳を踏みにじり、行政組織の秩序を乱し、県民の付託を裏切るものであり、断じて許されません。

このため、福井県議会としてあらゆるハラスメント行為を強く非難し、厳正に対処する姿勢を明確にし、さらに県民に対しては被害者の保護と救済を最優先とした上で再発防止策を早急に構築し、安心して職務に従事できる環境を整備するよう求めるべく、決議案を提出させていただいたものであります。

議員各位におかれましては、当決議の趣旨を御理解いただき、御賛同賜りますよう心からお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長／これより、本件に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告者はございませんので、ないものと認め、本件に対する質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第38条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと存じますが、これに御異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長／御異議なしと認めます。

よって、そのように決定をいたしました。

これより、本件に対する討論に入るのですが、ただいまのところ通告者はございませんので、ないものと認め、本件に対する討論は終結いたしました。

これより、採決に入ります。

その方法は起立によって行います。

日程第2、発議第28号 知事のセクシャルハラスメント通報事案を踏まえた信頼回復と再発を防止に関する決議案を、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

議長／起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開時間は10時40分といたします。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事の再開に当たりまして、一言申し上げます。

福井県政は任期中の知事の辞職という極めて重大かつ前例のない局面を迎えております。

この事態は県政の安定に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、この局面への対応は議会としてもその責任の重さを深く自覚しなければなりません。

しかしながら、我々議会の使命は常に県民の付託に応えることにあります。

この使命は、知事の離職によっても一切揺らぐものではございません。

県民の期待に応えるため、議員一人一人が誠実に職責を果たすことが今まさに求められております。

地に足をつけ、県民益の向上を第一に、冷静に議論を重ねていただきますよう切にお願いを申し上げます。

今こそ議会の真価が問われるときでございます。

当面、中村副知事が職務代理者として県政を担います。

二元代表制の下、議会としても円滑な県政運営に向け、難局を乗り越えていくことが不可欠でございます。

議員各位の懸命な判断と行動を強く期待いたしまして、議事に入りたいと思います。

では、次に、日程第3の議案及び報告の48件を議題といたします。

これより、各会派代表による各議案に対する質疑及び県政全般にわたる質問に入ります。

よって、発言は西本正俊君、小堀君、北川君の順序に願います。

西本正俊君。

西本（正俊）議員／皆さん、おはようございます。

自民党福井県議会の西本正俊でございます。

会派を代表し、小堀友廣議員と共に当面する諸課題について質問と提言をさせていただきます。

県政の重要課題について質問を申し上げるに先立ち、一言申し上げます。

先ほど、杉本知事の退職申出に対し、同意をいたしました。

これにより、本定例会は県政史上初めて知事不在の議会となります。

地方自治は国政と異なり、住民が直接選挙によって議会と首長を選ぶ二元代表制を採用しており、議決機関である県議会と執行機関である知事をはじめとする行政との関係はしばしば車の両輪に例えられますが、本県では当面の間、その片輪を失ったままの県政運営が求められる、前例のない極めて重大な局面であります。

一方、国政に目を転じますと、我が国初の女性総理となる高市早苗総理が誕生いたしました。

高市総理は、成長と防衛の両立を掲げ、積極的な財政出動と安全保障強化を鮮明に打ち出しております。

さらに長年続いた公明党との連立が幕を閉じ、日本維新の会との自維新体制が形成されたことは、戦後政治の構図を大きく塗り替える歴史的転換点であります。

維新との枠組みは閣外協力型であり、議員定数削減や統治機構改革、地方分権など、改革

志向の政策が合意されております。

こうした動きは政治の停滞を打破する契機となることが期待される一方、地方自治体にとっても大きな影響を及ぼす可能性を否定できません。

しかしながら、国政・県政とともに大きな変化の渦中にあっても、国民は依然として物価高に苦しんでおり、生活に直結する施策の推進はまさに急務であります。

また、県政においても北陸新幹線以西問題や乾式貯蔵をはじめとする原子力政策など、重要課題は山積をいたしております。

突然の辞任は県民にとっても大きな驚きと困惑をもたらしているところでありますが、我々、自民党福井県議会は、知事不在の12月議会に臨むに当たり、県民の信頼回復を第一に、自ら襟を正し、県民の付託に応えるべく全力を尽くす覚悟であります。

その決意をここに申し述べ、質問に入らせていただきます。

初めに、このことに言及せざるを得ません。

杉本知事におかれでは、北陸新幹線小浜・京都ルートによる認可・着工に向け、北陸新幹線建設促進同盟会の会長として強力に活動いただいたほか、使用済燃料の県外搬出を含む原子力政策への対応や、コロナ禍においては全国から注目される福井モデルの確立、さらには子育て日本一を目指したふく育県の推進など、改めて申し上げるまでもなく、知事としての手腕については本当に評価に値するものがありました。

しかしながら、やはりセクハラは職場における安全と尊厳を著しく損なうものであり、特に行政のトップという強い権力を持つ立場からの行為は被害者に心理的圧力を与え、声を上げることを極めて困難にするものであります。

今般、杉本知事は辞職という思い決断をされました。県職員に不適切なテキストメッセージを送ったことについてセクハラであったと認識し、さらに、複数の職員に同様のメッセージを送ったことを認めた以上、どんなに知事の功績がすばらしいものであったとしても、絶対に許されるものではありませんし、むしろ期待が大きかつただけに県政の停滞を招くことになった失望感は大きいと言わざるを得ません。

その上で、ハラスメントは被害者の心身の健康に長期的な影響を及ぼす可能性があることを踏まえ、被害者が安心して相談できる環境を整え、報復や不利益を受けないよう徹底し保護を図ることは、県として当然果たすべき職務であります。

こうした観点から考えると、今回の事案では被害を訴えた職員が4月に公益通報の外部窓口に通報してから公表まで半年を要しており、迅速な対応や被害者保護の意識が十分ではなかったのかという点で、公益通報制度が十分に機能していないのではないかという疑問を抱かざるを得ません。

大事なのは同じようなことを二度と繰り返さないことであり、その思いを込めて、先ほど我々県議会は、信頼と再発防止に関する決議を可決したところであります。

そこでまず、県政の重要な課題が山積する中、このたびの事態により県政の停滞を招いたことについて、職務代理者となった中村副知事の受け止めを伺います。

また、今回の事案に関して、通報から公表に至るまでに時間がかかっていることや、被害者保護の観点から県の調査の進め方に問題はなかったのかを分析した上で、再発防止策を早急に構築する必要があると思いますが、所見を伺います。

次に、北陸新幹線敦賀以西の取組について伺います。

北陸新幹線敦賀以西の延伸に向けては、さきの国土交通省の令和8年度概算要求において2年連続で北陸新幹線敦賀・新大阪間の新規着工を要する経費が事項要求とされたところであります。

実際に整備費が計上されるためには、早急にルート案を一つに絞り込み、沿線住民の理解を得ていくことが必要であります。総裁選や連立政権の枠組みが変更となるといった影響もあり、国の与党整備委員会などにおける議論が進んでおりません。

国における議論を進め、年末の政府予算案を実際に整備費が計上されなければ、令和8年度中の認可・着工は極めて難しい状況になります。

一方で、我が会派として支持し、新たに誕生した高市首相においては、今後の政治の舵取りに大きく期待をするところであります。

高市首相は、就任後初の所信表明演説の中で、責任ある積極財政の考えの中、戦略的に財政出動を行うと経済財政政策の基本方針を掲げたほか、自身のＳＮＳにおいて、北陸新幹線の敦賀・新大阪間について、一日も早い全線開業を目指すべき、与党ＰＴ整備委員会において着実にスピード感を持って取組を進めていくと発信されております。

また、本県選出の滝波参議院議員が参議院国土交通委員会の筆頭理事となるなど、小浜・京都ルートでの早期全線開業が求める我が県にとっては追い風であるとも言えます。

しかしながら、新政権から1か月余りが経過したものの、先月6日にJRが国に支払う貸付料の徴収期間を現行の30年から延長することなどを議論する国の有識者委員会が開催されたほかは、与党PTなど、新幹線の整備を議論する枠組みが定まっておらず、日本維新の会からは小浜・京都ルートから他のルートへの変更を検討する提言が出されている状況であります。

先日、福井県議会北陸新幹線整備促進議員連盟で尾崎官房副長官に要望活動を行った際も、時間がかかることは御容赦いただきたい旨の発言もありましたが、北陸新幹線建設促進同盟会の会長である杉本知事が辞職をされ、議論の停滞が懸念される中においても、延伸に向けた議論は一日も早く進めてもらう必要があります。

そこで、国の予算編成が佳境に入る中、北陸に新幹線敦賀以西への延伸に向けては、ルートの再検証などの議論を加速して、改めて小浜・京都ルートの優位性を確認し、早期の認可・着工が実現するよう国に働きかけることが極めて重要と考えますが、中村職務代理者の見解を伺います。

次に、中部縦貫自動車道大野油坂道路の整備について伺います。

中部縦貫自動車道は、今年3月に開通までの工期が3年延期されたところであります。それに加え、10月には事業費が約450億円増額され、総額は約1959億円に膨らむことが示されました。

増額の要因は、新子馬巣谷橋の地盤対策工事、資機材労務費の高騰、さらに国道158号の斜面崩落による影響とのことであります。さらに工期が延びることになれば県負担分のさらなる増加は避けられません。

そこで、これ以上の延期はなく、2029年春の開通見込みに変更はないのか、改めて所見を伺います。

また、増額された県の負担額は約120億円であり、交付税措置を考慮しても60億円から70億円の実質負担が見込まれております。

この増額分により、道路や橋、水道管などの老朽化対策など、県民生活を支えるための通常のインフラ整備に影響を及ぼすことがあってはなりません。

そこで、中部縦貫自動車道大野油坂道路の事業費増に対して、通常の土木事業への影響が出ないよう県の追加負担額を既存の土木予算の枠組みの中から捻出するのではなく、別枠で確保するべきと考えますが、鷲頭副知事の所見を伺います。

次に、令和8年度予算編成について伺います。

知事が不在となった中でも、物価高や人手不足対策、中小企業支援インフラ整備など、山積する県政の諸課題にはこれまで同様しっかりと対応していく必要があり、来年には北陸新幹線の県内開業から3年目を迎える中、さらなる観光資源の磨き上げなども重要と考えます。

一方で、国においては新たな政権の枠組みとなり、これから様々な政策が展開されていく中、国の経済対策などの動向に柔軟に対応していくことも求められます。

そこで、このような状況において、県政の諸課題が山積する中、令和8年度当初予算をどのように編成しようとしているのか伺うとともに、このたび閣議決定された国の経済対策をどのように評価し、これからどのように対応していくのか鷲頭副知事の所見を伺います。

次に、ガソリン暫定税率の見直しに伴う道路予算の影響について伺います。

ガソリンの暫定税率は、11月28日に国会で法案が可決されたことにより、年内に廃止されることが正式に決まりました。

車社会である本県を含め、多くの国民が恩恵を受けることになると思います。

ガソリンの暫定税率は、道路整備の財源を補うために1974年に導入され、2009年に一般財源化されましたが、道路や橋梁の補修など、今後の老朽インフラ対策などを賄うためには、引き続き県の貴重な財源であると考えられます。

県議会といたしましても、本年6月議会においてガソリンの暫定税率の廃止を補う代替財源の確保を求める意見書を全会一致で可決し、地方自治体における代替財源の確保を求めていたところであります。

しかしながら、国における代替財源の確保に関する結論は得られておらず、地方財政に悪影響を及ぼす懸念が拭えない状況となっております。

そこで、ガソリン暫定税率が廃止されるに当たり、特に道路などインフラ関連の予算に影響が出るのではないかという懸念がありますが、代替財源の確保が明確にならない中、県全体の予算編成をどのように進めていくのか、所見を伺います。

次に、アリーナ構想について伺います。

アリーナ構想については、9月定例会において、にぎわい創出やスポーツ文化の振興の観点から、我が会派として県が関係機関と調整を進めるなどを容認する立場を表明いたしました。

その後、福井県と福井市は新しい地方経済・生活環境創生交付金の対象事業として採択されるよう国に対して要望を行うなど、財源確保を進めております。

また、県民の理解と納得を得るための取組として福井市がプロジェクトチームを発足させ、

地元の住民を対象とした説明会を開催しているほか、県も奥越、丹南、嶺南の3地域において座談会を開催し、県民の声を直接聞く機会を設けました。

県全体でアリーナ構想に関する理解を高めることは機運醸成を図る上でも極めて重要と考えております。

そこで、アリーナ構想に関して国や福井市を含めた関係機関との調整状況について伺うとともに、奥越、丹南、嶺南の3地域で開催された県主催の座談会を含め、県民理解の促進に向けた取組状況について、中村代理者に伺います。

次に、人口減少対策について伺います。

昨年度における福井県外の大学などを卒業した県内出身学生のUターン就職率は28.4%と一昨年度より0.5ポイント上昇しており、Uターン支援策の効果が現れていると評価ができると思います。

Uターン就職者に対する有効な支援の一つとして奨学金の返済支援があります。

奨学金はある意味、若者が就職時から既に借金を背負っている状態であり、収入の大きさと婚姻率に関連があるという調査結果を踏まえると、奨学金の返済支援により婚姻率の向上が期待できるとも考えられます。

さらに、将来の納税額を考えれば移住定住のための補助金としては効率がいいという見方もできるわけであります。

ただし、現在県が行っている奨学金の返済支援については、理系分野への就職に限られるほか、公務員は対象外であるなど、文系人材に対する支援が十分とは言えません。

県が策定したふくい創生・人口減少対策戦略においては、若者や女性が安心して活躍できる社会づくりが人口減少対策に重要だとしながらも、女性割合が多い文系に対する支援が不十分では若い女性の県内定着につながりません。

そこで、現在県が行っているU I ターン奨学金返還援助補助金について、人口減少対策の観点からも対象を理系学生に限定せず、文系学生にも拡大するなどして、若者の県内定着を促進すべきと考えますが、所見を伺います。

マイナビが実施した2026年卒大学生就職意識調査によれば、学生が最も重視する就職觀として個人の生活と仕事を両立させたいが25.6%を占めており、若者の間でワーク・ライフ・バランスへの関心が高まっていることが明らかとなりました。

福井県が令和6年度に実施した勤労者就業環境基礎調査によれば、県内企業のうち完全週休2日制を採用している割合は36.7%、テレワーク導入率は15.2%にとどまっており、柔軟な働き方の面で課題が残っています。

また、育児休業制度の規定がある事業所は、正規従業員対象で75.7%、勤務時間短縮制度の導入率は61.8%にとどまるなど、家庭との両立、支援の面でも十分と言えない状況であります。

県は、福井県成長産業立地促進補助金を令和7年度から創設しました。

この制度では、新規雇用者の給与水準が三大都市圏の平均給与を上回ることを必須要件とされています。

また、従業員のワーク・ライフ・バランスにも配慮した措置も盛り込まれており、若者にとって魅力的な雇用を呼び込む効果が期待されるところであります。

そこで、制度創設から半年以上が経過したところでありますが、福井県成長産業立地促進補助金の効果をどのように評価し、今後、若者や子育て世帯の定着促進に向けて、この制度どのように活用、改善していくのかについて伺います。

次に、サイバーセキュリティ対策について伺います。

本年9月末に発生したアサヒグループホールディングスに対するサイバー攻撃をはじめ、10月にはアスクルがサイバー攻撃を受けるなど、大企業を中心に甚大な経済被害が生じております。

福井県庁においては、多くの部局で大量の個人情報を取り扱っており、こういった大手企業の被害も踏まえ、いま一度、県庁全体のサイバーセキュリティ対策が十分であるか再検証とともに、ウイルスメールを開いてしまうなど、特に内部の人的ミスを発端として生じることも多いとされていることから、県職員に対する研修などをより丁寧に進めいく必要があります。

また、県内企業に対しても注意喚起を行い、直接的な被害や個人情報の流出が発生しないように努めていただく必要もあると考えます。

そこで、サイバー攻撃に対応するため、県庁において技術的な面及び人的な面の双方で具体的にどのような体制でセキュリティ対策を講じているのか伺います。

あわせて、県内企業がそれぞれ講じるサイバー犯罪対策に対して、県としてどのような注意喚起や支援を行っているのか伺います。

次に、原子力行政について伺います。

初めに、使用済燃料対策ロードマップについて伺います。

六ヶ所再処理工場において関西電力は、日本原燃が当初、今年11月までに終えるとしていた設公認の説明完了は難しいと表明した旨を県と県議会に説明をいたしました。

日本原燃の増田社長は、あと3回程度のやり取りが必要であり、年明け1回で説明を終えることができる旨を述べており、この発言どおりであれば設公認の説明が当初計画より3か月程度遅れることとなるものの、2026年度中の竣工に影響はないとする日本原燃の見解にも一定の信憑性が出てくるものと考えておりますが、先月14日の審査会合でもプロセスの確認が中心で審査が大きく進捗したとの印象はなかったと聞いております。

しかし、仮に工程がこれ以上遅れることになれば、それはロードマップの実効性が保たれないことを意味し、燃料プールの貯蔵量を考えても、いずれ県内の原子力発電所は停止せざるを得ない状況となります。

そこで、六ヶ所再処理工場について、11月までに設公認説明を終えることができなかつたことについての見解を伺うとともに、現時点の審査の状況を踏まえても、依然としてロードマップの実効性は保たれていると認識しているのか、中村職務代理者に伺います。

次に、原子力立地地域の安全確保について伺います。

高市首相は所信表明演説において国産エネルギーである原子力の重要性に言及され、今後、原子力の活用が進んでいくことが大いに期待をされています。

国内最多の原子力発電所を有する我が県にとって、安全・安心の確保こそが国の原子力発電政策へ協力するに当たっての大前提であります。

そんな中、本年9月、報道機関の調査において、災害時の拠点とするオフサイトセンター

において、必要な落雷対策が施されていないことが明らかとなりました。いざというときの活動拠点自体の安全対策は重要であります。また、共創会議において整備が計画されている5路線の早期実現を期待する地元の声は大きく、立地地域として避難道の早急な整備を含めた安全対策は国に引き続き強く求めいくべきと考えます。

そこで、国が重要なエネルギー源として原子力政策を推し進める中、原子力立地地域の安全確保についてどのように国に求めていくのか所見を伺います。

次に、原子力総合防災訓練の課題について伺います。

10月24日、25日の2日間の日程で今年度も原子力総合防災訓練が実施されました。30キロメートル圏内の住民のうち約6650人が参加をされたとのことであり、有事の際には訓練での経験が生かされることになるため、こういった取組が重要であることは言うまでもありません。

一方、報道にもあったように、避難や屋内退避を促す緊急速報メールが敦賀市、美浜町、若狭町、越前市の一部で不達となり、避難にも影響が出たとのことです。原因は消防庁のシステムエラーであり、当日の夜には復旧されたとのことでありますけれども、日頃からの万全の準備と速やかな対策が求められます。

そこで、今年度の原子力総合防災訓練での成果や今後の改善について所見を伺います。

以上について、理事者各位の明快で誠意ある御答弁を期待して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長／知事職務代理者中村君。

中村職務代理者／まず、本日から新しく知事が就任されるまで職務代理者を務めさせていただきます副知事の中村でございます。

精いっぱい頑張りますので、議員各位にはどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、西本正俊議員の代表質問にお答えをいたします。

まず、セクハラに関する通報事案についての職務代理者としての受け止めについてでございます。

今回、知事のセクハラに関する通報事案を受けまして、本日付で知事が辞職をするという事態は県政運営にとって極めて重大でございまして、県民の皆様には大変な御心配と御迷惑をおかけしていることに関しまして、心からおわびを申し上げます。

申し訳ございません。

さて、この通報事案でございますが、現在も特別調査委員による調査が継続中でございます。

県としては広域相談窓口にこの相談があったという、この事実を重く受け止めまして、公正中立な立場での調査により、事実関係を明らかにして再発防止を図るということが重要であると考えております。

御指摘のありましたように、現在、県政の重要課題は山積をしており、知事の辞職によってこの県政を止めるというようなことがあってはなりません。

知事が不在の間も、12月議会で御審議いただく予定であります経済対策など、県民のため必要なことは議会や関係者の皆様の御理解や御協力をいただきながら、職員一丸となって進めていく所存であります。

私が知事の職務代理者として先頭に立って、県政の安定と信頼回復に努めてまいります。

次に、北陸新幹線敦賀以西への延伸に向けた早期の認可・着工のための国への働きかけについてでございます。

この北陸新幹線敦賀以西につきましては、年末の政府予算に着工予算を計上するためには、年内に京都市内のルートの一本化が必要でございます。

このため、与党においては小浜・京都のルートの優位性を早期に再確認するとともに、政府においては、地元関係者の理解が得られるよう、科学的知見に基づく説明を重ねていただくということが必要でございます。

県といたしましては、自民、維新、連立政権発足後の10月以降、与党のキーマンに対して小浜・京都ルートに決定されたこれまでの経緯だとか、法律だとか制度、これを説明してまいりました。

与党PTの早期開催も要請してきております。

また、国交省に対しては地元の懸念や不安の払拭へ尽力するよう求めてまいりました。

今日から年末までの時間ということになりますと非常に限られているわけでございますが、県としては引き続き、一日も早い小浜・京都ルートの認可・着工を政府与党に対して求めてまいります。

なお、先日、維新が示した、これまでの議論を白紙に戻すような進め方は、沿線自治体や経済界、これの意向を無視したものでありますと、極めて遺憾であります。

県議会と共に、県の思いを政府・与党に強く伝えてまいりたいと考えております。

次に、アリーナ構想に関する関係機関との調整状況及び県民理解促進に向けた取組でございます。

10月にアリーナの整備所有を行う株式会社福井アリーナが設立され、整備に向けた動きが本格化しております。

このような中、経済界、県、市が一体となって県民への理解促進や周辺環境の整備など、開業への準備を今、着々と進めている状態でございます。

国への交付金申請でございますが、10月末に、市と共に古川内閣府大臣政務官に対しまして要望を行いました。

そのとき政務官からは、これは地域の活性化やその経済的自立の核となる、そういう施設だと、大いに期待しているというアリーナの整備を後押しするような御発言をいただいております。

また、今開催しております座談会、それからそのときに利活用アンケート、これは今600人以上が御回答いただいているんですが、ここでもいろいろ具体的なお話が出ております。例えば利用促進のため、例えば嶺南でもやりましたので嶺南住民の利用促進策を検討をしてほしいとか、それから福井の伝統産業や子どもの体験ができるような、こういう特色あるイベントを開催してほしいとか、来場したときに交通渋滞が心配なんだと、その辺の対応をしてほしいという、まさにいろいろな県民の本当のお声をいただいております。

これから、あわら、坂井地区でもこのような座談会は開催して幅広く県民の方々から御意見をいただこうと思っております。

その中で我々もこれまでいろいろな御意見いただいた中から検討を既に始めておりまして、例えば一例ですけど、嶺南からシャトルバスを運行しようとか、県外、県内、すべからく人々が福井に関心を持ってもらうような、福井の特色あるイベントはどういうものであろうかというような企画を考えていたり、それから渋滞の話もあったので、パークアンドライド、これを積極的に利用していただけるような、そういう仕組みをどうやってつくっていこうかと。

いわゆる公共交通機関をどうやって活用していただこうかというような様々な工夫を今考えております。

誰もが利用しやすい、楽しめるアリーナとなるよう検討を進めてまいります。

次に、六ヶ所の再処理工場の審査状況と、使用済燃料対策ロードマップ、これの実効性についてでございます。

六ヶ所再処理工場は、関西電力の使用済燃料対策ロードマップにおける重要な搬出先となっております。

2026年度中の竣工目標、これが実現することが重要と考えております。

日本原燃の増田社長は11月27日の会見で、同じく11月14日ですが審査会合がありまして、それを踏まえまして、あと2回程度の説明で終了できるとの認識を示しました。

そのときにあわせて設公認の保安規定と訓練の説明を一部並行して行うという方針を示しました。

これにより2026年度中の竣工目標は変わらないとの考えを改めて示したと承知をしております。

また、関西電力も竣工目標に向け、同社を中心にオールジャパン体制で支援をしていくとしております。

こういう状況を総合的に勘案いたしますと、ロードマップの実効性は、現時点において保たれていると考えており、引き続き国や事業所の取組を厳しく監視していきたいと考えております。

他につきましては担当より御答弁をさせていただきます。

議長／副知事鷲頭君。

鷲頭副知事／私からは2問、お答えを申し上げます。

まず、中部縦貫自動車道大野油坂道路の事業費増による県の追加負担額の別枠での確保についてお答えを申し上げます。

今回の事業費の増額につきましては、県の財政への影響を最小限に抑えるということが重要でございまして、交付税措置率の多い国土強靭化予算の活用や工期短縮によるコスト縮減作の検討などを進めていただき、地方負担の軽減が図られるよう、先月12日に酒井国土交通副大臣に私も直接要望させていただいたところでございます。

その際、財源につきましても、通常予算とは別枠での国土強靭化予算の確保と、また一日

も早い完成を強く働きかけたところでございます。

御指摘のとおり、中部縦貫自動車道を含め、道路やまた河川などの社会基盤は、県民の安全・安心を確保し、県民生活の向上に不可欠なものであることから、資材やまた労務単価が上がる中におきましても、その適切な整備、保全には安定的な予算の確保が必要でございます。

本県の財政運営は県債残高の増加やまた将来負担比率の悪化が見込まれるなど、厳しい状況にある中であるところではございますが、今回の中部縦貫自動車道の事業費の増額に伴う他の事業への影響を可能な限り小さくできるよう、公共事業予算全体の増額も含め検討してまいりたいと考えております。

続きまして、8年度当初予算の編成及び国経済対策の評価と対応につきまして、お答えを申し上げます。

御指摘のように県政課題は山積をしてございまして、特に物価高対策などは県民生活に直結をし、緊急性が高いものというふうに考えております。

今般の国の経済対策には、重点交付金の拡充や医療、福祉分野の処遇改善など、足元の物価高などに即応できる内容が手厚く盛り込まれており、非常に重要なものであるというふうに認識しております。

国からは速やかな予算化を求められており、県といたしましても経済対策への対応は迅速に実施する必要があるというふうに考えてございます。

このため賃上げ環境の整備やまた県産米の購入支援などの緊急対策を12月追加補正予算で計上することを予定しており、さらに必要なものがあれば2月補正予算等で対応してまいりたいというふうに考えております。

また、当初予算編成に向けましては、既に編成作業には入っているところでございますが、今後、予定される選挙などの日程を勘案しますと、例年に比べますとスケジュールが厳しいということは否めないところでございます。

このため、当初予算に全てを盛り込むのは難しいと考えられまして、一部補正予算での対応となるものもあり得るというふうに考えております。

しかしながら、このような状況におきましても県政の空白の影響を最小限にするということが極めて重要であるというふうに考えておりまして、県政課題の解決に向けて、できる限り政策を前に進められるよう準備をしてまいりたいと考えております。

議長／総務部長服部君。

服部総務部長／私からは2点、お答え申し上げます。

1点目は、セクハラに関する通報事案についてでございます。

セクシャルハラスメントは被害者的人格や尊厳に関わる極めて重大な問題であるため、その調査は被害者のプライバシー保護に最大限配慮し、また二次被害を生まないよう、慎重かつ正確に進めなければならないものでございます。

本事案につきましては、通報があつて以降、福井県公益通報に関する処理要領に従いまして、複数の弁護士の御意見も参考にしながら適切に対応してまいりました。

具体的には、副知事をトップとしてその処理フローに知事を関与させないこととし、通報者のプライバシー保護を徹底しながら、慎重に内部調査を進めてまいりました。

この過程の中で、本事案が組織トップに関する通報であることに鑑み、公平、中立性の観点から特別調査委員による第三者調査へと移行させ、現在も調査が継続しているという状況でございます。

なお、通報者に対しては、当初から調査の進め方は進捗状況等につきまして隨時丁寧に説明しております、職員のお気持ちに寄り添いながら、心理的負担を軽減できるよう対応しております。

今後は調査報告書の内容を確認した上で、相談窓口やハラスメント防止研修の充実など、必要な再発防止策を講じていきたいと考えております。

続きまして、ガソリン暫定税率が廃止された場合の代替財源が確保されないままの予算編成についてお答え申し上げます。

今国会において、ガソリン暫定税率の廃止法案が成立しました。

本県においては、軽油引取税を含む約40億円、税収の3%に相当する額が減収となる見込みでございます。

社会インフラの更新や老朽化対策等に対する財政需要が高まる中で、代替財源が確保されなければ必要な施策ができなくなるおそれがあると考えております。

県としては、これまで全国知事会等を通じまして、代替財源の確保を国に強く要望しており、先月11月26日に開催された全国知事会議においても要請を行ったところでございます。

出席した高市総理からは必要な一般財源を確保していくとの発言があり、地方財政に影響が出ないよう取り組んでいただけるものと期待しております。

また、11月28日に成立した廃止法案には、地方の安定財源確保の具体策を引き続き検討し、速やかに結論を得るとともに、安定財源確保までは地方財政措置において適切に対応することが明記されていることから、現時点では県財政に特段影響がないということを前提に、予算編成を行っていきたいと考えております。

議長／未来創造部長武部君。

武部未来創造部長／私からは2点、お答えをいたします。

まず、U I ターン奨学金返還支援補助金についてお答えをいたします。

県では平成28年度から奨学金返還支援を実施しております、文系学生であっても専門職や技術職への就職であれば出資額を問わないといった要件の緩和でありますとか、県外出身の県内大学生を対象に拡大するなど、制度を充実させながら、学生の県内定着を進めおります。

制度開始当初には30名であった募集人数も現在では毎年100名にまで拡充をし、これまで519名を支援してまいりました。

一方で、全てのU I ターン就職者を対象とした場合には、数倍の予算が必要となるため、現状では製造業でありますとか建設業など、人材、人手不足業種を対象とした運用を行つ

ているところでございますけれども、近年、文系学生を含めて奨学金返還支援を行う県内企業も増加しておりますことから、県としましては、こうした取組も学生に周知をしていくところでございます。

今後とも、U I ターン就職者の増加に向けて、県内企業の求人動向でありますとか、就職に関する学生ニーズを把握しながら、制度の拡充について検討し、若者の県内定着へつなげていきたいと考えております。

次に、サイバー攻撃への対策についてお答えをいたします。

地方自治体では、総務省のガイドラインに基づき、マイナンバーなど特定個人情報は、インターネットと物理的に分離した環境で扱うことよなっています。

その上で、インターネットにつきましては、県と市町の回線を集約し、通信の監視でありますとか、不正な通信の遮断など、セキュリティ対策を一元的に行っております。

現在、県市町を合わせまして毎月約2000万件の不審通信をブロックしているという状況でございます。

また、人的な対策といったしましては標的型メール攻撃の対策訓練でありますとかセキュリティ研修などを市や町と協働で実施しております、県全体でリテラシー向上に取り組んでおります。

現在、国におきましては、2030年頃を目指す新たなセキュリティの考え方であるゼロトラストセキュリティ、これはインターネットとの接続点の内側は安全であるという従来の考え方ではなく、全て信用せず、常に検証するセキュリティ対策のことを指しておりますけれども、これを国と地方のネットワークに適用することを検討しております。

セキュリティ対策に完璧ではなく、サイバー攻撃も日々進化しておりますことから、県といたしましても国の動きと歩調を合わせ、さらなるセキュリティの強化に努めたいと考えております。

議長／防災安全部長坂本君。

坂本防災安全部長／私からは、原子力行政について2点お答えいたします。

まず、原子力立地地域の安全確保についてお答えいたします。

立地地域の安全対策については、これまで県内9市町の46の放射線防護対策施設の整備や防護服、個人線量計、避難先のヒーター、大型扇風機などの原子力防災資機材の配備、更新を行い、避難計画の実効性向上を図っております。

議員御指摘のオフサイトセンターの落雷対策については、雷の直撃に対しては建設当初から避雷針などの対策を取っていたところであります。

また、他県施設で被害がありました電線やケーブルなどから雷の電流が流れ込む誘導雷について、今年度中に重要設備である無停電電源装置に対策を実施することとしております。自家発電機等その他の重要設備についても、来年度以降対策を講じ、万全を期してまいります。

立地地域の安全・安心のためには、設備、資機材の充実や避難道路の多重化、強靭化など原子力防災対策の強化が不可欠であり、今後も原子力政策を進める国に対し、各省庁の連

携や財源の確保など責任のある対応を求めてまいります。

次に、原子力総合防災訓練の成果や今後の改善点についてお答えいたします。

今年度の訓練では、国や関係市町、実働機関などが参加し、奈良県、兵庫県、石川県及び県内市町への広域避難を行ったほか、新たにLINEにより事故進展の情報を提供し、参加者から評価を得たところであります。

また、若い世代の原子力防災の理解促進のため、福井大学の協力により分かりやすい屋内退避の動画を作成し、訓練対象の住民や＊＊＊に動画を紹介するチラシを配布しました。

これらの訓練により、美浜地域の緊急時対応、広域避難計画に基づく避難手順を確認し、その実効性をより一層高めることができたと考えています。

一方で、緊急速報メールが一部市町で届かなかった件については、消防庁のサーバーが原因と判明し、当日夜には復旧しています。

今回のようなトラブルに備えて、今後も緊急速報メールに加えて、防災行政無線、ケーブルテレビなど様々な手段により避難指示等の情報を発信してまいります。

今後、こうした課題を改善しながら、より多くの住民の訓練参加を得て、原子力防災の充実強化を図ってまいります。

議長／産業労働部長大塚君。

大塚産業労働部長／私からは、成長産業立地促進補助金の評価と今後の活用、改善について申し上げます。

成長産業立地促進補助金は、都市圏並みの給与水準や研究開発部門、あるいは本社機能とセットでの投資を要件としておりまして、特にU I ターン者や子育て世帯を持つ方を雇用する際に補助額を加算して手厚く支援しているところでございます。

年度当初からの半年間に約500社の企業を訪問させていただく中で、多くの企業から時代の流れに沿った制度であると高い評価をいただいております。

また、上半期の立地件数は昨年同期比1件増の11件にとどまっているものの、U I ターン者の雇用予定数は5人から34人に大きく増えており、改正の効果があったと認識いたしております。

引き続きこの補助制度を誘致活動のツールとして活用していくとともに、企業ニーズを踏まえながら制度の充実を柔軟に検討し、若者や子育て世帯の定着に資する付加価値の高い企業の立地促進を図ってまいります。

議長／土木部長平林君。

平林土木部長／私からは1点、中部縦貫自動車道大野油坂道路の令和11年春の開通見込みについてお答え申し上げます。

10月28日の事業費等監理会議で増額が示されたことを受けまして、先月18日に県議会と共に現場状況を視察したところでございます。

その際、急峻な山間地での極めて厳しい状況下において工事を進めており、大規模構造物

の工事が順調に進むことを前提としまして、令和11年春の開通予定や、半年程度の前倒し開通を目指すことに変更がないことを確認しているところでございます。

先月1日の整備促進大会での決議を受けまして、同月11月12日になりますが、酒井国土交通副大臣に対しまして早期開通と必要な予算確保を強く求めたところ、工事課題により開通予定期が伸びたが、前倒し開通を目指し工事を進めていきたいとの回答があったところでございます。

県としましては、事業費等監理会議等を通じて国と密に情報共有しながら、引き続き工事の安全確保を前提に、一日も早い県内全線開通を求めるとともに、コスト縮減や国土強靭化予算の活用等により、地方負担が軽減されるよう強く働きかけてまいりたいと考えております。

議長／警察本部長増田君。

増田警察本部長／県内企業のサイバー犯罪対策に関する注意喚起や支援についてお答え申し上げます。

議員御指摘のランサムウェアに関わるサイバー攻撃については、全国の被害報告件数が令和7年上半期で116件と、半期の件数としては過去最多となっております。

県内企業の被害につきましては、本年に入ってからは確認されておりません、報告されておりませんが、重大サイバー事案が一たび発生すれば、物流、医療等、人々の暮らしに不可欠な社会機能に影響を及ぼすおそれがあるなど、サイバー空間をめぐる脅威は極めて深刻な情勢にあると認識しております。

県警察では、サイバー犯罪の情勢を踏まえ、県内企業に対し県警アプリや防犯力向上チャレンジ事業所の枠組みを活用した情報発信のほか、関係機関や団体と連携し、セミナーや講演会を開催し、また、重要インフラ事業者の戸別訪問等を通じて犯行手口を周知するなど、注意喚起に努めています。

また、本年7月からはウェブサイトの脆弱性を簡易診断する取組を開始するなど、企業の自主的なセキュリティ対策を支援しているところでございます。

今後も犯罪情勢の変化や新たな手口に的確に対応し、取締りや広報啓発を行い、サイバー空間の安全・安心の確保に向けた取組を推進してまいります。

議長／小堀君。

小堀議員／自民党福井県議会の小堀友廣でございます。

環境行政について伺います。

まず、クマ被害について伺います。

10月30日に開催された第1回クマ被害対策等に関する関係閣僚会議において、令和7年の全国のクマ被害による死者数は過去最多の12名となっていることが報告されました。

出没件数は最多だった令和5年と同水準となっているものの、今年はより人間の生活圏の近くまでクマが降りてきており、先月には県内でも大野市や勝山市において県民が負傷す

る事案が発生しています。

9月から緊急銃猟が可能となり、県内でも大野市や南越前町において実施訓練が行われるなど、行政の対応も急がれている中、勝山市のこども園近く及び企業の敷地内という2か所にクマが出没する事案が発生しました。

緊急対応マニュアルに基づき手順どおりにしっかりと駆除されたということで、一つの訓練の成果かと思います。

報道によると、いずれのケースでも、クマが発見されてから実際に発砲されるまでに3時間程度の時間を要したということです。

まず、無事に駆除が実行されましたが、課題も多かったのではないかでしょうか。

そこで、勝山市内で行われた2つの緊急銃猟事案についての課題や改善点をどのように認識しているか伺うとともに、勝山市と池田町でしか策定していない緊急対応マニュアルの県内各市町への拡充について考えを伺います。

次に、特定再生資源屋外保管業について伺います。

金属スクラップ等を屋外で保管分離する事業、いわゆる特定再生資源屋外保管業に関する住民トラブルが全国各地で報告されており、県内でも騒音、振動、悪臭により近隣住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている事例が確認されています。

特定再生資源屋外保管業は、現行の廃棄物処理法の規制対象外であり、法整備なくして、行政が実態を把握することが困難な現状です。

そこで、他県では、千葉県をはじめ茨城県、山梨県等の5県において、事業者に対して届出等を義務づける条例が制定されています。

条例が未整備の地域に事業者が流入する傾向があることを踏まえれば、早期の対応が望まれます。

県警では、盗品についての捜査はできますが、住民の生活環境を守るために事業者の実態を把握する新たな制度的な枠組みが必要です。

ここで、特定再生資源屋外保管業について、住民の生活環境を保全するために本県において何らかの仕組みを検討すべき時期であると考えますが、所見を伺います。

次に、診療介護報酬の改定について伺います。

全国の自治体病院の約8割が赤字であり、昨今の物価高や人件費の高騰により、地域医療の最後の砦である自治体病院は維持や持続することも困難な状況に置かれています。

また、介護報酬については、令和6年度に訪問介護の引下げを伴う報酬改定が行われ、県議会としても令和6年2月定例会では、訪問介護サービスの安定的運営に向けた支援を求める意見書を全会一致で可決し、関係機関に提出したところです。

この件については、他の都道府県議会でも同様の決議がなされており、訪問介護サービスの基本報酬は地域を問わず課題となっています。

介護報酬は3年ごとの改定が通例ですが、以前から求めているとおり、経営に苦しむ事業者の状況を鑑みれば定期的な改定を待つまでもなく、訪問介護サービスの基本報酬の改定を実施すべきと考えます。

先月28日、国は、医療従事者の処遇改善支援や介護職員1人当たり、最大で月1万9000円の賃上げを支援することなどを盛り込んだ医療・介護等支援パッケージを公表しました。

しかし、補助金の交付は即効性があるものの、申請手続を要することになり、事業所の事務負担が増加することや、一時的な措置にとどまるのではないかとの不安の声が出ることも考えられ、事業者としても安定的な収益を見込めなければ人材確保に踏み切れないなどデメリットもあります。

そこで、国が公表した補助金による支援で十分と考えるか県の所見を伺うとともに、経営の安定のため診療報酬や介護報酬の改正を実施するよう引き続き国に働きかけを行うべきと考えますが、所見を伺います。

次に、OTC類似薬の保険適用除外について伺います。

現在、国においては、医療費の抑制のため、湿布や漢方薬などドラッグストアで購入できる医薬品や成分と効能が類似しているものの、医師の処方箋に基づいて調剤されるOTC類似薬を保険適用から除外することが検討されています。

医療費の抑制は解決すべき課題と認識していますが、長期にわたり治療しており、頻繁に医療機関に通う高齢者世代や慢性疾患患者からは、個人負担が増えることについての不安の声も聞こえています。

医薬品に頼らざるを得ない中で、安心して医療を受けられず受診控えにつながるおそれもあります。

そこで、OTC類似薬の保険適用について高齢者世代や慢性疾患患者患者にも配慮した制度設計を県として国に求めていくべきと考えますが、所見を伺います。

次に、交流文化行政について伺います。

まず、大阪・関西万博の総括について伺います。

大阪・関西万博は海外の文化に触れる機会になるとともに、福井県の文化や観光資源を国内外に発信する貴重な場となりました。

福井県は内閣府の万博国際交流プログラムにおいて、ブラジルとの交流を担う選定自治体として登録され、事業の一環として県立大学の学生がブラジルの福井村を訪問し、現地の若者と交流しました。

また、7月の恐竜王国福井DAYの際には、ブラジル福井村の太鼓部が和太鼓の演奏を披露しました。

万博における福井県関係の出展には、延べ約40万7700人が来場し、県が目標としていた30万人を大きく上回る結果となりました。

万博閉会後は、JR西日本が「動け、好奇心」というキャンペーンを開始しており、越前和紙の伝統工芸産地を巡るツアー等を販売しています。

このような取組は万博を通じて高まった福井県への関心を今後の観光誘客につなげる契機となるものです。

そこで、大阪・関西万博における福井県関係の出展の総括と、今後の観光誘客取組やブラジルスの交流事業にどう活用していくのかについて伺います。

次に、外国人に係る取組について伺います。

県では、外国人宿泊者数を令和11年度までに現在の約10万人から40万人へと4倍にする目標を掲げていますが、令和6年度の外国人延べ宿泊者数は9万2190人にとどまり、全国順位では46位と低迷しており、目標達成にはなお課題が残る状況です。

こうした中、県では、令和2年度以降、インバウンドアドバイザーによる事業者訪問やセミナーの開催、翻訳アプリの活用支援、令和5年度には約7200店舗への指差し会話シートの配布など、多言語対応の促進取り組んできました。

また、グーグルマップへの登録推奨や通訳案内士、県内在住外国人によるモニター調査の実施など、現場の改善にも努めているとのことです。

これらの取組により、令和6年には福井県が免税店の増加率で全国一を記録するなど、消費環境の整備に一定の成果が見られます。

一方で、福井商工会議所が実施したアンケートによれば、回答企業の約半数がインバウンド対応をしていないと回答しており、県内企業の外国人旅行者の受入れ体制にはばらつきがあることが明らかとなっています。

そこで、外国人観光客の受入れ環境整備に関して、県がこれまで実施してきた支援策の活用状況やその効果をどのように把握、評価しているのか、また、今後の改善に向けた具体的な取組方針について中村職務代理者に伺います。

近年、都市部において外国資本によるマンションや空き家の取得が進み、居住実態のない住居の増加や、短期転売による価格の変動が地域コミュニティの維持や住宅の安定供給に課題をもたらしています。

本年7月、千代田区では、不動産業界団体に対し、転売制限等を求める投機目的によるマンション取引の防止に向けた要請を行っています。

こうした中、国土交通省は、外国人による不動産取引の調査を今年の春から実施しており、大規模な土地購入者の国籍の届出が義務づけられ、外国人政策に係る有識者会議でも取引実態を把握することの必要性が議論されるなど、国も対応を強化しています。

一方、福井県においては、重要土地等調査法に基づく指定や、平成25年から施行している福井県水源涵養地域保全条例により土地利用に関する一定の規制が設けられています。

しかしながら、市街地における外国人による不動産取引については現時点での制度的な届出義務や情報収集の仕組みや確立されておらず、実態把握のための制度設計を検証すべき時期に来ているのではないかと考えます。

そこで、県内における外国人の不動産取引の実態把握について伺うとともに、国や他自治体の動向を踏まえた対応について所見を伺います。

次に、中京圏との交流促進について伺います。

北陸新幹線敦賀延伸に伴い、名古屋方面への鉄道アクセスに関して利便性の低下を指摘する声もある一方で、高速バスの利用が増加傾向にあるなど、道路交通の重要性が改めて高まっています。

令和5年11月の国道417号冠山峠道路の開通以降、今立エリアや池田町などを訪れる中京圏からの観光客は増加しており、本年7月には国道158号の通行止めが解除され、福井県側と岐阜県側との通り抜けが可能となるなど、中京圏とのアクセスに関して前向きな動きが見られます。

県は、7月にJR名古屋駅で観光PRイベントを開催し、県産品の紹介や観光情報の発信を通じて誘客を図ったほか、10月には岐阜県知事との懇談が行われ、両県の連携による観光誘客の促進について意見交換がなされたところです。

道路アクセスの向上による効果を一過性のものにせず、持続的な交流促進につなげるためには、観光資源に係る情報の発信の強化等において戦略的な取組が必要となります。

そこで、中京圏との交流促進に向けた具体的な施策について、今後の展望を伺います。

次に、産業行政について伺います。

まず、県内企業への支援について伺います。

帝国データバンクが公表したデータによると、2025年6月時点で、県内企業のうち、1年以内に倒産する可能性が特に高い企業は1301社にのぼり、2024年12月時点から105社増加しています。

2025年上半期の倒産件数は30件と増加傾向にあり、特に小規模事業者において倒産リスクが顕在化しています。

倒産の背景には、物価高騰に加えて慢性的な人手不足、後継者難やゼロゼロ融資の返済など、複数の構造的課題が指摘されています。

こうした状況は県内の経済の持続性に影響を及ぼす懸念があり、企業の経営基盤を支える支援策を継続的かつ的確に講じることが地域経済の安定と雇用の維持にとって不可欠です。

そこで、物価高騰以外にも複合的な要因が県内企業の倒産増加に影響していると考えられます、これらの要因をどのように分析し、今後の県内企業への支援策にどう反映させていくのかについて伺います。

次に、農林行政について伺います。

まず、米の購入支援について伺います。

全国的に米価の高騰は続いており、消費者の家計負担が増しています。

主食である米の価格上昇は生活への影響が大きく、米離れの進行が懸念される状況にあります。

こうした中、国において先月示された総合経済対策の中で、自治体が柔軟に使える重点支援地方交付金に2兆円を計上し、その活用策として、お米券等を政府として後押しする方針が示されています。

お米券は、全国のスーパー や ドラッグストアなどの店舗において米を購入するために利用できる金券です。

券としてもこうした国の動向を踏まえつつ、消費者支援に向けた施策の検証と改善が求められます。

そこで、国の総合経済対策を踏まえ、米の購入支援について所見を伺います。

次に、米農家への支援拡充について伺います。

令和7年度産米については、全国的な米不足を受けて増産が促されましたが、令和8年産米では、一転して減産方針が示されるなど国の水田政策は大きく転換しています。

こうした方針変更は県内の米農家の経営判断に直接影響を及ぼすものであり、米農家を取り巻く状況は今なお変化し続けています。

先月、県議会が開催した若手農業者との意見交換会では、猛暑による生育不良や人材確保の困難さなど切実な声が多数聞かれました。

これらの課題以外にも、現場からは機械購入補助を含む小規模農家の支援など幅広い対策

が求められています。

こうした状況を踏まえれば、米農家が安定的に経営を継続できる環境を整備することは地域の農業振興にとって不可欠です。

そこで、県内米農家の経営支援に関し、県としてどのような実効性のある対策を講じるのか伺います。

次に、土木行政について伺います。

まず、道路整備プログラムの改定について伺います。

県内の道路整備については、中部縦貫自動車道や福井港丸岡インター連絡道路の工期が延長され、福井外環状道路については計画が具体化すらされておらず、県民からも早期整備を求める声や事業の進捗を懸念する声が後を絶ちません。

前回の9月議会の我が会派の代表質問において、福井県道路整備プログラム改定に当たり市町からの要望をどのように反映させるのか伺ったところ、必要性や緊急性、地域バランス、地元の熟度、財政状況などを総合的に勘案しながら、今年度末の改定に向けて検討を深めると答弁がありました。

こうした中、国においても地方のインフラ整備を重視する方針が示されており、県としても県内の道路整備をさらにスピード感を持って進めるべきと考えます。

そこで、福井県道路整備プログラムの改定に向けた方針と現在の進捗状況について伺います。

次に、福井空港の利活用について伺います。

福井空港は1976年を最後に定期便の運航がなく、2003年から7年間チャーター便が就航した実績がありますが、それ以後、運航がない状態が続いています。

こうした中、県では福井空港で離着陸可能な航空機によるチャーター便の運航を検討しており、10月30日には新潟県の航空会社トキエアが保有する46人乗りの中型プロペラ機による試験飛行が実施され、新潟空港から福井空港まで、我々県議会議員や地元住民、県の職員などの搭乗体験が実施されました。

実際に搭乗した議員からは、新潟・福井間を電車で移動する場合は4時間以上かかるところをたった約50分というスピード感に驚いたとの声が聞かれ、快適な機内で短時間で移動できることはビジネスや観光における地域間交流の促進につながると大きな期待を寄せていました。

そこで、定期便のない福井空港ではチャーター便利用増加に向けた取組を第一に推し進めるべきと考えますが、県の具体的な取組方針について伺います。

次に、雪害対策について伺います。

福井地方気象台は、北陸地方の今シーズンの降雪量について、平年並みの見込みだが一時的に強い寒気が入ると大雪となる可能性が高いと報告しています。

こうした状況を踏まえ、雪害予防対策協議会が先月5日に開催され、県や国土交通省などの道府県管理者をはじめ、鉄道会社、福井地方気象台など53機関から約70人が参加し、昨シーズンの除雪実績を踏まえた今シーズンの対応について、連携強化に向けた取組を共有したことです。

県の取組としては、福井大学医学部附属病院へのアクセスルートになる県道など4路線に

消雪施設を新たに整備するほか、積雪や稼働状況を確認しながら、現場で職員がタブレット端末で散水を制御するなど迅速化を図るとしています。

今シーズンは国や市町などの除雪車両を約50台増強し、約3000台体制で道路の安全確保に備えるとしていますが、建設業界は慢性的な人手不足等により経営状況は厳しいと聞いており、効率的で速やかな除雪の実施のためには、現場で除雪を担う除雪業者から課題や要望を十分に吸い上げ、対策方針に反映させることが重要です。

そこで、除雪作業になっている建設業界等の厳しい現状を踏まえ、今シーズンの除雪体制の方針について伺います。

次に、教育行政について伺います。

部活動の地域展開について伺います。

来年度から改革実行期間に入ることを踏まえ、国は公立中学校の部活動改革についてのガイドラインを年内に取りまとめる予定です。

10月に公表された骨子案では、休日の部活動の受皿となる地域クラブの指導者を確保するため、高校や小学校の教員も希望すれば参画できる反響が整備され、クラブ指導を嫌がる教員が強制されないための配慮や労務管理の徹底が記載されています。

国の制度設計は急ピッチで進行しているものの、県内の市町では休日の部活動の受皿探しに苦労しているのが現状であり、特に、小さな市町では多岐にわたるスポーツの種目を網羅できるような地域クラブはなく、あったとしても十分な指導者がいないのが実情です。そこで、国はスケジュールありきで改革を進め、主役である生徒のことが置き去りになっているように映りますが、県教育委員会は県内市町の実情をどのように把握し、地域展開を進めようとしているのか伺います。

最後に、公安行政について伺います。

県警におけるパワハラ対策について伺います。

県警本部勤務の50代男性警視が同僚の首を絞める暴行や部下に対する7件のハラスメントを行ったことが明らかになり、10月31日付で停職1か月の懲戒処分となりました。

また、今年8月にも別の警視によるパワハラ、セクハラ事案が発覚し、停職3か月の処分が行われています。

県警は今回の事案を受けて意識改革を再徹底し、再発防止に努めるとコメントしていますが、僅か数か月の間に幹部職員による重大なハラスメント事案が複数発生していることもあり、同様の事案が表面化していないだけで、まだ存在しているのではないかと懸念しています。

先月、土木警察常任委員会において警察学校を視察した際、学生がきびきびと訓練に取り組む姿を拝見し、組織として高い規律を維持するために日頃から厳格な指導を受けていることがうかがえました。

警察官となった後も社会の秩序を維持し、違法行為や反社会的勢力に対峙するためには、一定の緊張感を保ち、厳格な指導を継続することが不可欠であると認識していますが、規律と人権尊重のバランスを確保し、健全な職場環境を構築することは県民の信頼構築と警察官志望者の確保に直結すると考えます。

そこで、今回のハラスメント事案を受けて、県警本部内におけるハラスメント相談窓口や

被害者保護のための体制について伺うとともに、県警本部として組織風土の改善や評価制度の見直しなど、どのように再発防止に取り組むのか伺います。

以上、質問と提言をさせていただきました。

理事者各位の明快で誠意ある御答弁を期待して、私からの質問を終わります。

議長／職務代理者中村君。

中村職務代理者／小堀議員の代表質問にお答えいたします。

私からは、交流文化行政の中で、外国人観光客の受け入れ環境整備に係る県の支援策、それから活用状況、評価、今後の方針についてお答えいたします。

北陸新幹線開業に向けて、令和2年度から外国人観光客の受け入れ環境整備の支援をしておりまます。

これまで福井駅周辺のWi-Fiなどとか、永平寺門前の多言語案内の整備などが行われてきております。

昨年、北陸3県で協働で実施したアンケートでは、福井県の施設や観光地について大変満足であると回答した方が約7割をちょっと超えるというような状態になっております。

これは、富山県だとか石川県の数字が5割台であったことから比べると非常に高いと思っておりまして、外国人観光客に評価される環境が少しずつ整ってきつつあるのかなと考えております。

それから、今年9月までの外国人の宿泊者数を見ますと、これは実人数なんですが、対前年の伸び率からいきますとプラス35%、これは、伸び率だけいいと全国で8位でございます。

それから、述べ人数になるとプラス22%ということで、これは全国順位22位ということと、少し下がってきているんですね。

これは何でだろうということを考えますと、いろいろ原因はあるんですが、一つ考えられるのは、これは連泊する人が少ないということであろうと。

これからは連泊を増やすということにも力を入れていく必要があると考えております。

市や町、それから各商工会議所と協力いたしまして、外国人観光客の受け入れに意欲的な事業者の掘り起こしを進めます。

それから、宿泊と飲食、体験などを組み合わせながら、積極的に受け入れ体制づくりとか売り込みを行いまして、県内で周遊、それから連泊を増やしてまいりたいと考えております。

ほかにつきましては、担当より御答弁させていただきます。

議長／交流文化部長西川君。

西川交流文化部長／私からは2点、まず、大阪・関西万博の総括と、今後の観光誘客の取組やブラジル交流事業での活用についてお答えを申し上げます。

本県ゾーンでは、恐竜に特化いたしました展示や催事が大変好評を博しまして、議員御指

摘のとおり、目標を上回ります40万人以上が来場いたしました。

体験者への品質アンケートは1200人から回答いただきましたけど、このアンケートでは9割以上の方が福井県に行ってみたいとお答えいただいておりますほか、大手メディアや著名インスタグラマーにもと取り上げられるなど話題を集めまして、本県の魅力発信に大きな効果があったと考えてございます。

恐竜展示により高まりました本県への関心を来訪につなげますため、万博展示物の県内への移設ですか恐竜博物館でのチョコレート恐竜の展示、あるいは三面大のシアターの新作の導入などによりまして、恐竜王国福井の魅力をさらに高めてまいりたいと考えてございます。

また、この1月から3月にJ R 3社と連携し開催いたしますJapanese Beauty Hokurikuキャンペーンなどで、越前がにですとか若狭ふぐ、温泉など旬の情報を発信いたしまして誘客拡大につなげてまいります。

ブラジルとの交流につきましては、万博を契機といたしました国際交流の枠組みでございます万博国際交流プログラムを活用いたしまして、福井村と県立大学との学生が相互訪問するなど、若者を中心とした新たな交流が生まれました。

今後はブラジルと福井の若者が互いの文化を紹介し合う機会を設けるなど、次世代を担う若者の国際交流を支援してまいります。

続きまして、中京圏との交流促進に向けました具体的な施策につきましてお答えを申し上げます。

冠山峠道路の開通で観光施設の来場者が約5割増加するなど、大変大きな効果が出てございます。

令和11年春に予定されております中部縦貫自動車道の県内全線開通と併せて、奥越地域をはじめとする本県と中京圏との人流、物流を拡大させる絶好の機会であると考えてございます。

10月の岐阜県知事との懇談会におきましても、両県が協力し、戦国観光をはじめといたしますプロモーションを一緒になって強化していくということで合意いたしました。

県では冠山峠道路や中部縦貫自動車道のPRに努めておりますが、出向宣伝の中でアンケートを実施しておりますが、その結果によると、中部縦貫自動車道、県内全線開通を理解している人は岐阜県では約4割、名古屋では約3割と、まだまだ少ないと感じてございます。

開通効果を最大限高めますため、中京圏のテレビ番組や地元紙、出向宣伝などあらゆる手段を活用いたしまして、全線開通に向けてアクセスが向上することを重点的に発信してまいります。

加えまして、沿線市町の旬の観光情報ですか新たな魅力を発信するなど、開通後も見据えた精力的なプロモーションを展開し、誘客拡大につなげてまいりたいと考えてございます。

議長／エネルギー環境部長獅子原君。

獅子原エネルギー環境部長／私からは、環境行政について2点お答えをいたします。

まず、緊急銃猟事案の課題や改善点と緊急対応マニュアルの各市町の拡充についてお答えをいたします。

勝山市で実施された緊急銃猟には、いずれも県から専門知識を持った職員を現地に派遣し、対応を支援いたしました。

こども園のケースでは、住民避難が必要な中、対象者の多くが高齢者であったことから避難所までの移動に時間を要しました。

また、企業のケースでは工場内に入り込んだクマの居場所の特定に時間がかかり、いずれの場合も住民や捕獲者の安全確保のための時間短縮が課題であると認識しております。

これらの課題の改善点として、避難誘導では対象世帯に一斉訪問し、説明や誘導を行うこと、また、クマの居場所の特定にはドローンによる探索が有効であると考えております。

緊急対応マニュアルが未策定の市や町に対しましては、県が策定を支援した勝山市のマニュアルを水平展開し、さらに今回の緊急銃猟で明らかになった課題や改善点を盛り込むよう県として指導、助言を行い、一日も早い策定につなげてまいります。

続きまして、特定再生資源屋外保管業に対する仕組みの検討についてお答えをいたします。

特定再生資源屋外保管業については、条例の規制から逃れるなど全国的な問題に波及するおそれがあります。

このため、本県を含む90以上の都道府県及び政令市が全国で統一的な制度を望んでおり、国は環境対策が不十分な金属スクラップヤード等を規制する法制度の内容について検討を進めております。

一方、本県におきましては、金属スクラップヤード等における騒音、振動等が問題となり、住民から通報、相談があった場合には健康福祉センターが当該施設に立ち入り、必要に応じ行政指導を行っているところであります。

今後、金属スクラップヤード等の規制に関する国の検討結果を注視するとともに、引き続き住民からの相談に丁寧に対応し、地元の市やまちとも連携し、生活環境の保全を図ってまいります。

議長／健康福祉部長宮下君。

宮下健康福祉部長／私からは、2点お答えいたします。

1点目、医療介護に対する国の支援の評価と診療介護報酬改定に係る国への働きかけについてでございます。

国が公表した補正予算案では、医療・介護等を支援パッケージとして昨年度補正の約5倍に当たる約1.4兆円が計上されました。

これは本県をはじめ全国からの要望に応じ、おおむね半年分の緊急支援が予算化されたものと理解しておりますが、医療介護の継続的に確保するためには、物価や賃金、人手不足等の環境の変化に対応した報酬改定が不可欠であると考えております。

そのため、先月11日には全国知事会が、18日には全国自治体病院開設者協議会など10団体が厚生労働副大臣に対し、補正予算による緊急支援に加え、令和8年の診療報酬の大幅な

プラス改定を要望したところです。

また、介護報酬については、介護職員の処遇改善に係る改定を1年前倒しし、令和8年度に臨時改定することが閣議決定されております。

県としては、引き続き県議会の御協力も得ながら、あらゆる機会を捉え、医療・介護の経営安定化のために国に対して要望活動を行ってまいります。

続きまして、OTC類似薬の保険適用についてお答えいたします。

高齢化や医療の高度化の影響で医療費は増大の一途であり、国民皆保険制度により医療が受けられる制度を維持していくためには、受益と負担のバランスを取ることが重要であります。

医療費適正化の一つとしてOTC類似薬の保険給付の在り方の見直しが今、国において検討されております。

国の議論においては、当初はOTC類似薬は保険適用除外の可能性も示されておりましたが、支払いの急増により受診控えをする患者が出るおそれもあり、現在、保険適用を維持した上で、患者の状況等に応じた別の負担を求める考え方で議論が進んでいる状況でございます。

また、低所得者やOTC類似薬を長期間必要とする慢性疾患の患者などに対し新たな負担を求めるなどの配慮措置も検討されており、これら見直しの動向やその影響を注視しながら、県としても、国への要望など、必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

議長／産業労働部長大塚君。

大塚産業労働部長／私からは、県内企業の倒産增加の要因分析と、今後の支援策について申し上げます。

今年1月から10月までの県内企業の倒産件数は46件と、前年同期比で約4割増加しております。主な要因は消費低迷による販売不振が全体の約8割を占めています。

新型コロナウイルス等に端を発した売上げの減少から回復せず、物価の高騰や人手不足が続くことで事業継続を断念し、倒産に至るケースが増加しているものと分析いたしております。

県といたしましては制度融資による資金繰り融資を行っているところでございますが、こうした厳しい経済環境に対応するためには企業の経営基盤そのものを強化することが必要と考えております。

このため、人手不足に向けてはスポットワーカーの活用や兼業・副業人材、外国人材の誘致強化などを進めるとともに、収益力の強化に向けては、価格転嫁はもとより、省力化に資する設備投資等の生産性向上、新たな販路開拓といった取組を引き続き支援することにより、経営改善に努める県内企業の事業継続を図ってまいります。

議長／農林水産部長稻葉君。

稻葉農林水産部長／私からは2点、お答えいたします。

初めに、米の購入支援についてでございます。

県では、令和6年産米の価格高騰を受けまして、今年2月から先月まで、特に食費の家計負担が大きい子育て世帯を対象とした県産米購入キャンペーンを行ってまいりました。

アンケートの結果では、キャンペーンを活用した子育て世帯の8割以上から助かったという回答をいただいた一方で、申請手続が煩雑といった御意見もございました。

そのほか、子育て世帯以外も対象としてほしいという多くの御要望もいただいている。

現在も米価の高止まりが続いておりまして、国の総合経済対策に米を含む物価高騰対策が盛り込まれたことも踏まえ、県産米の購入や消費を後押しするため、子育て世帯以外にも対象を拡大しまして、はぴコインを活用して県産米の購入を支援する事業を12月追加補正予算で計上させていただく予定としております。

次に、県内米農家の経営支援についてお答えいたします。

県では、持続可能な経営体の育成のため、農地の集積による規模拡大や農作業の省力化、効率化につながるスマート農業を推進してまいりました。

今後はさらなる効率化を目指し、農地のあっせんを行う農地中間管理機構などを通じまして農地の集約を進めるとともに、スマート農機の導入支援の強化を検討してまいります。また、県内農業の活力を高めるためには、集落営農組織など多様な担い手が携わっていくことが重要と考えております。

引き続き、JA、市町、県で組織する集落営農救援隊による経営改善の支援や、集落営農組織、小規模農家の営農継続に必要な機械導入の支援を行ってまいります。

あわせまして、近年猛暑による米の品質低下が課題となる中、いちはまれの作付け拡大やハナエチゼンより高温に強い早生新品種の導入を進めまして、安定的な米生産を支えてまいります。

今後とも女性、外国人など多様な人材の活用も含め、米農家が意欲を持って経営を続けられる環境を整備し、希望あふれる福井の農業を実現していきたいと考えております。

議長／土木部長平林君。

平林土木部長／私からは4点、まず、外国人の不動産取引の実態把握、国や他自治体の動向を踏まえた対応についてお答え申し上げます。

県では、国土利用計画法に基づき、例えば市街地区域では2000平方メートル以上のまとまった土地の権利取得者に対して届出を求めているところでございます。

本県における令和6年度までの直近5年間における市街化区域の届出件数は26件でありますが、この5年間では国籍の記載が義務づけられていなかったため、外国人による取引かどうかは不明であります、他県においても同様でございます。

他方で、国土交通省令の改正によりまして、今年7月から届出事項に国籍が加わりまして、11月時点の市街化区域の届出は1件でございまして、これは日本人の取引でございました。また、国におきまして外国人による土地や家屋等の取引について、実態把握に向けた仕組みを検討していると聞いております。

県としまして、引き続き国や他県の動向を注視していくとともに、必要があれば国に対し

適切な対応を求めていきたいと考えております。

次に道路整備プログラムの体制についてお答えを申し上げます。

事業家プログラムは、事業化を検討する箇所、推進する箇所、完成する箇所の見通しを示すものであり、現プログラムでは31か所を新規事業化し、45か所が完成予定となっております。

今年度、策定から5年が経過するため、来年度からの10年間の計画に改定を行うこととしております。

次期プログラムの方針としましては、道路ネットワークをさらに強化するため、福井港丸岡インター連絡道路や常神三方線など継続箇所の早期完成や事業化検討箇所の新規事業化を進めていきたいと考えております。

また、新たな事業検討箇所には、主に激甚化、頻発化する災害に対応した斜面対策や雪崩対策、現在の道路空間を活用した歩道整備などを加え、県土の強靭化や生活基盤の充実を図っていきたいと考えております。

引き続き必要性や緊急性、地域バランスや地元の熟度、財政状況などを総合的に勘案した新たな事業化検討箇所等について、県議会や各市町と意見交換しながら改定作業を進めています。

次に、福井空港におけるチャーター便の利用増加に向けた県の具体的な取組方針についてお答え申し上げます。

福井空港における中型プロペラ機によるチャーター便の実現に向け、体験搭乗を実施したところでございます。

搭乗者の方々からは、時間短縮効果が絶大であるという意見に加えまして、すばらしい景色が楽しかった、新幹線で行けないところに行けるとよい、料金次第では大きなニーズが期待できるなど、今後の可能性を期待する声が多数寄せられたところでございます。

今後は福井発着の便の実現に向けて、福井空港における保安検査体制等について航空事業者と協議を進めるとともに、県の関係各課で構成されております福井空港機能強化等タスクフォースにおきまして、旅行会社の意向を聞きながら、福井発着の両便ともに旅行商品となる企画の検討、企業や地域の団体の研修旅行、教育旅行等の需要の掘り起こしを進め、チャーター便の実現可能性を高めていきたいと考えております。

最後に、今シーズンの除雪体制の方針についてお答えを申し上げます。

県としましては、毎年除雪作業を担っております業者の意見を聞きながら、DXを活用した除雪体制の効率化やT e a m sによる情報連絡体制の構築、除雪オペレーター育成に対する費用の補助などによりまして負担軽減を図っているところでございます。

道路の除雪につきましては、道路雪対策基本計画に基づき、環境の変化や大雪の発生等に柔軟に対応できる体制を整えることとしており、国、市町等の道路管理者と連携しまして、県内の社会活動等への影響を最小限にとどめながら、大規模な車両滞留を解消するとともに、バス路線や物流拠点等へのアクセス道路の重点的な除雪を行うこととしております。

本年度におきましても、各道路管理者が除雪機械や道路カメラ、大型車の一時待避所の増設など体制を強化しております、関係機関で連携を図っていくとともに、除雪業者、道路利用者の協力も得ながら、総力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から、教育行政について1点、部活動の地域展開の状況についてお答えを申し上げます。

県では、部活動の地域展開を進めるに当たり、市町が開催する協議会への参加や県の総括コーディネーターによる訪問等により、各市町の進捗状況の把握やそれぞれの課題等に応じた相談対応に努めており、令和7年12月末時点では、休日部活動の約78%において、地域展開への体制が整ってきたところでございます。

また、県のガイドラインの策定に先立ちまして、各市町の担当課長会議等を開催し、来年度以降の中体連等の大会への参加形態とそれに伴う練習試合等の在り方や、国が検討を進めている地域クラブの認定制度の運用方法などについて市町と共に論点整理を行い、県としての方向性の提示に向け、検討を進めております。

部活動の地域展開を進めるに当たりましては、何より生徒の活動の機会が確保されることは重要であり、将来にわたってスポーツ、文化・芸術活動に親しむことができるよう、引き続き主体である生徒のことを第一に考え、進めてまいります。

議長／警察本部長増田君。

増田警察本部長／ハラスメント事案の再発防止策についてお答えいたします。

まずもって本年、幹部職員による2件の処分事案が発生しております、幹部職員たる者が職員に対してハラスメント行為を行ったことについては、誠に遺憾であり、県民の皆様に深くおわびを申し上げます。

県警察では、各所属にハラスメント相談員を配置しているほか、ハラスメント専用の相談窓口や内部公益通報窓口を設置し、これを周知するなど体制を構築しているところであります。

また、関係者のプライバシー等を尊重しつつ、知り得た秘密をみだりに漏らすことのないよう徹底し、被害者の保護を図っております。

さらに、県警察ではハラスメント防止に向けて各種教養や研修を行ってきたほか、組織風土の改善を含めた自由な提案を行うことのできる仕組みを構築し、寄せられた提案については組織運営に反映させるなど、風通しのよい職場づくりを推進してきたところでございますが、本年、幹部職員による2件の処分事案が発生したことを受け、幹部職員の心情把握をさらに強化したほか、幹部職員の登用については真に幹部職員にふさわしい人材を見極め、その適性を考慮した人事配置をさらに進め、同種事案の防止に向けて取り組んでまいりたいと思います。

議長／ここで休憩いたします。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き、会議を開きます。

北川君。

北川議員／民主・みらいの北川博規でございます。

先ほど、知事の退職の同意について可決されました。

我々は改めて特別調査委員の報告を待たずに事実を曖昧にしたままでの辞任は、これまで知事への大きな信頼と評価をしてきた多くの県民に対し、極めて不誠実な姿勢であると言わざるを得ません。

質問の場に知事がいないのは残念でありますが、県政を停滞させることなく前に進めるため、会派を代表し県政全般について質問と提言を行いますので、誠実な御答弁をよろしくお願いいいたします。

それではまず、県職員のハラスメント撲滅について伺います。

今回の事案によって、県の公益通報の外部窓口が機能していること、そして公益通報者保護が現時点で厳格に守られていることが認知されます。

今後、職員のハラスメント防止に対する意識は高まるものと考えます。

ただその一方で、行政職員による不祥事やハラスメント事案が後を絶たず、さらにはそれが重大事態につながっている事案が顕在化しているのではないかという懸念を感じざるを得ません。

全ての行政職員に対してハラスメントを撲滅していくことが大切であることを周知することは当然のことです。

公務の職場にハラスメントが風土として存在するのであれば、その膿を全て出し切るべきであると考えます。

そこで、全ての事案に対して、隠蔽することはもちろん、異動などによって真実が曖昧になることが決してないよう、事案が発生した場合には徹底した調査と、厳格で厳重な処分が必要であると考えますが、ハラスメントの今後の対応について、中村職務代理者、教育長、県警本部長、それぞれの姿勢と決意をお伺いします。

次に、県政の重要課題について伺います。

まず、北陸新幹線敦賀以西ルート、この問題の今後の戦略について伺います。

自民党と日本維新の会による連立政権が成立しましたが、新幹線延伸計画に対する考え方自民と維新では異なっており、維新の前原誠司前共同代表は小浜・京都ルートのほかにも考えられる全てのルートを訴状に乗せるという考え方を示すなど、維新が小浜・京都ルート以外にも目を向けているのは明らかであります。

また参議院京都選挙区で米原ルート派の維新の新実彰平氏が圧勝し、自民の西田昌司氏が維新を批判しつつも現行の小浜・京都ルート以外の米原ルートと舞鶴ルートの費用対効果の再検証の考え方を示し、また、石川県国会議員も各ルートの費用対効果の独自の試算結果を公表するなど、様々な動きが出てきています。

ただ、我々の小浜・京都ルートを推進する方向性がぶれてはならないのは言うまでもありません。

また、小浜・京都ルート決定に至ったプロセスを無視し、決定済みのルートを覆すことは国家プロジェクト全体の信頼を失いかねません。

大阪まで一日も早く北陸新幹線をつなげることが維新としての方向性だとする吉村代表の言葉はあるものの、本県には維新所属の国会議員、また、県議会議員は存在せず、維新との協議交渉の窓口がないのも事実です。

今後、自民党と日本維新の会による新たな与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームや整備委員会が立ち上がる見通しの中で、自民、維新の連立与党が今後の新幹線開業に向けた取組姿勢に与える影響をどのように捉えているのか伺うとともに、今後早期着工に向けどのように働きかけていく方針なのか中村職務代理者に戦略を伺います。

次に、福井アリーナの課題の整理について伺います。

県と福井市は10月31日、アリーナ整備の事業費に見込む国の新しい地方経済生活環境創生交付金の採択に向けて、古川内閣府大臣政務官に対し要望を行いました。

この交付金は、地方公共団体が主導し、地方経済や住民生活の向上に寄与する公共的な取組を支援するものです。

そのため、交付金の採択に当たっては、仮に民間主導で整備が進む福井アリーナであっても、公の施設としての性格を制度上明確に示すことが不可欠となります。

9月定例会において中村局長からは、今後県民利用枠について経済界との間で運営管理に関する協定を結ぶ予定があるとの答弁がありました。

まさにこの県民利用枠に関する協定こそが公の施設としての法的位置づけを担保するものであり、国の交付金採択に向けては必要不可欠なものであります。

1月の交付申請前には協定書を結ぶ必要があると思いますが、経済界と取り交わすとした運営・管理に関する協定をいつ頃締結するのか、また、具体的にどのような内容を協定に盛り込むのか、中村職務代理者に所見を伺います。

県と整備・所有会社福井アリーナは先月、敦賀、大野、越前の3市においてアリーナに関する座談会を開催しました。

場所によっては参加者が少ないなど座談会への関心の薄さも指摘されていますが、県内3か所で行われた座談会で、県民のアリーナに対する意見や思いを十分に聞き取れたという認識なのかを伺うとともに、今後のアリーナ建設に向けて検討すべき課題としてどのような意見が出たのか、その意見に対する県の対応方針について伺います。

次は、行財政改革についてです。

新しい働き方の施策について伺います。

県は行財政改革アクションプラン2024において、職員の長時間労働の是正や多様な働き方を推進し、職員の健康保持や職場の活性化、さらには県民サービスの質向上につなげるため、時間外勤務の縮減や短時間勤務制度、テレワーク、フレックスタイム制など様々な取組を進めてきました。

これらの制度導入から一定の期間が経過し、現場の実態に即した改善が十分に進んでいるのか検証が必要であります。

育児休業やテレワーク、選択的週休3日制など多様な制度を導入し、多くの職員がこれらを利用できるようにしてきましたが、制度の利用が増加すると職場全体の体制や業務分担

に支障を來し、制度を利用しない職員の負担が増すという課題も見られます。

また、職員配置の面でも人数に見合う総勤務時間と、欠員が出ている実際の職員配置での業務量が合致していないケースがあり、特定の部署に過重な負担が集中している現状も指摘されています。

さらに、時間外勤務を減らすこと自体が目的化し、いわゆる隠れ残業や業務の持ち帰りが生じていないかという懸念もあります。

こういう点を踏まえ、県職員の働き方改革をより実効性あるものにしていくことが求められます。

そこで、育児休業、選択的週休3日制の制度利用について、制度利用者の周知を国民の意向や意義について調査し、制度運用の公平性や持続性を検証していく必要があると考えますが、所見を伺います。

高知県では、全国初の取組として来年度1年間の職員の時間外労働の割増賃金率を25%から50%に引き上げる条例を9月議会で可決しました。

1時間当たりの残業代が上がる分、長時間労働を是正するため管理職にマネジメントを求めることが目的とのことです。

また、短時間勤務職員の採用を新設し、正規職員で育児や介護など事情に合わせて1週間に10時間まで無給休暇を取得できるようになり、様々な働き方を選択できることで県職員のやりがいを生み出すとの施策を行っています。

そこで、これらの高知県の先進的な事例に対する県の認識と、福井県が実施してきた時間外勤務時間の縮減やテレワーク、フレックスタイム制など数値目標や実績をどのように把握し評価しているのか、鷺頭副知事にお伺いします。

次は、エネルギー行政についてです。

環境基本計画における再生可能エネルギーの促進について伺います。

福井県では、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、令和5年度から環境基本計画を改定し、2030年度に温室効果ガス排出量を49%削減する目標を掲げています。

計画開始からおよそ2年半が経過し、折り返し地点ですが、県民にとって実感できるような削減実績や再生可能エネルギー導入の進捗が十分に見えていないのが現状です。

県の再エネ活用地域振興プロジェクトなどの支援策の実績や分野別削減目標は掲げられているものの、実際の削減効果が数値として十分に示されておらず、進捗の見える化が求められます。

2023年度からの再エネ活用地域振興プロジェクトの採択件数などの実績を伺うとともに、温室効果ガス排出量の分野別削減実績はどこまで進んでいるのか伺います。

カーボンニュートラル福井コンソーシアムではJクレジットの創出などが進められていますが、まだ実際の排出削減や経済効果としての成果が表れていないため、あわら市沖の洋上風力事業では経済波及効果が最大1230億円、新規雇用者は年間230人、30年間で6800人という試算が示されていますが、有望区域指定など肝腎の事業進捗が見えない状況です。

福島県では原発事故以来、再生可能エネルギー導入目標を掲げ、その進捗を管理して公表することで、県民に事業の進捗を分かりやすく見えるようにしています。

そこで本県では、環境計画改定から2年半での再生可能エネルギーの導入状況をどのよう

に管理・公表しているのか、また、再生可能エネルギー由来電力の割合、発電量、導入件数や規模の実績はどのようにになっているのか伺います。

次は、環境行政についてです。

クマ対策と県の速報支援について伺います。

毎日のように各地でクマの目撃や被害が相次ぎ、県外でも勝山市では緊急銃猟が二度実施され、県内各地でも目撲情報や、大野市や勝山市では人身被害が発生するなど、県民生活に大きな不安を与えています。

特に、住宅地や通学路などの生活圏までクマが出没する事例も増えており、これまでの山の問題では済まされない深刻な状況にあります。

クマ対策について鈴木農林水産大臣は、10月31日の記者会見で、捕獲活動で捕る、侵入防止柵の整備で集落の生活を守る、緩衝帯の整備で寄せつけないの3本の取組をさらに強化する方針を示しています。

そのうち捕るについては、市町による緊急銃猟の実施が可能になりましたが、緊急銃猟を実施する4つの条件、場所、緊急性、方法、安全性の判断が難しく、現地で即時対応できないケースが出ています。

勝山市の緊急銃猟時の課題として、住民避難の呼び掛けの困難さや情報ネットワーク体制の確立の必要性があり、11月17日に開催されたツキノワグマ出没対策会議で各市町と課題共有したことです。

警察、市町、猟友会が連携した緊急時の迅速の対応には県の側方支援も重要であります。

そこで、市町への側方支援の在り方や今後の課題解決に向か、対策会議を踏まえて県としてどのように対応するのか所見を伺います。

また、県としてできるだけ早く対応すべきことは生息数の把握です。

クマの出没が増加する中で、実際に県内でどの程度の個体が生息しているのか、その科学的把握が十分にできていません。

どの地域の個体を重点的に減らすべきか明確でないため、猟友会としても活動目標が定めにくく、結果として効果的な捕獲につながりにくい現状があります。

そこで、県としてクマの生息数をどのような手法で把握しているのか、また最新の調査結果を基に重点的な対策エリアを設定すべきと考えますが所見を伺います。

次は、福祉行政についてです。

18歳以上の生活介護支援について伺います。

心身に障がいがある児童生徒や重い病気を抱えている児童生徒などの医療的ケア児・者などは、特別支援学校で学び、一人一人の発達段階や障がいの程度、病状に応じた教育を受けています。

高等部に進むと、将来の社会参加や自立を目指し、実習を通じて卒業後の進路を検討します。

しかし、医療的ケア児・者などを受け入れる事業所は限られており、保護者が受入先を探すために仕事を辞めたり、勤務形態を変更したりするケースも少なくありません。

この、いわゆる18歳の壁は、本人や家族にとって大きな不安要因となっています。

障害福祉サービスにおける生活介護の報酬単価は、利用時間の短い放課後等デイサービス

よりも低く、十分な支援を行うには不十分な状況です。

今年度6月議会で我が会派の三田村議員が一般質問を行った際、生活介護事業所の人件費に対する県独自の支援は行っていないとの答弁がありましたが、医療的ケアを必要とする方や重症心身障がいのある方を受け入れる生活介護事業所では、痰が喉に詰まる危険があるため、ほぼ1対1で国の基準を超える人員配置を行っており、運営や人材確保に大きな負担を抱えています。

そこで、医療的ケア者などを生活介護で受け入れる事業所に対し、県の医療的ケア児・者などと家族のための在宅生活サポート事業により、入浴や送迎への補助で事業所の負担軽減は図られてきましたけれども、人件費に対する県独自の補助制度創設に至っていないその理由を伺います。

生活介護の報酬単価が低い上、離職者が後を絶たないために必要な人材確保が難しく、支援員の確保が喫緊の課題となっています。

賃金が低くても強い使命感と福祉への熱意を持つ人材だけに依存する現状では、持続可能な福祉サービスとは言えません。

補助制度の検討と並行して、人材確保策の強化が急務です。

福祉職場に关心を持つ方が現場を体験できる仕組みを充実させ、採用につなげる取組が必要です。

そこで、福祉職場に关心のある方が生活介護事業所の業務を気軽に体験できる機会を拡充し、新たな人材確保につなげる取組が必要だと考えますが県の所見を伺います。

次は、産業行政についてです。

下請企業の取引適正化について伺います。

近年の原材料費やエネルギー価格の高騰に加え、賃上げに伴う労務費上昇分を取引価格に上乗せする価格転嫁は必要不可欠です。

これにより、受注者側となる中小企業は収益性を維持し、物価高に負けない賃上げを行うことが期待できますが、原材料費やエネルギーコストに比べると労務費の価格転嫁は低い水準で推移しており、働き手の約7割を雇用する中小企業にとって大きな課題となっています。

ここ数年で賃金上昇の流れは加速し、利益を伴わない中小企業からは体力の限界という声も多く聞かれます。

また、政府が4月に公表した中小企業白書では、2024年4月から5月時点で43.9%の企業が業績の改善が見られないが賃上げを実施と回答しており、コスト増を価格に転嫁できていない実態が浮き彫りとなっています。

このような中、今年5月に法律が改正され、中小受託取引適正化法と受託中小企業振興法が成立し、2026年1月1日に施行されます。

今回の改正により、委託取引のルールが強化され、価格決定には中小企業との協議が義務化されました。

また、振興対象が広がり、より多くの中小企業が公正な条件で取引できる仕組みが整ったことは大きな前進であると考えます。

本県では、取引適正化対策強化事業により、適正な価格転嫁を推進するため、取引適正化

センター派遣による企業支援や、適切な価格転嫁に向けた機運醸成キャンペーンなどを行ってきましたが、今後も引き続き中小受託事業者が適正な価格交渉のできる環境整備を進めていくことが重要です。

そこで、取引適正化対策強化事業をはじめ、県の中小企業に対するこれまでの支援の成果を伺うとともに、2026年1月1日に施行される中小受託取引適正化法、受託中小企業振興法に対する期待と、それらの啓発をどのようにしていくのか伺います。

次は、農業行政です。

担い手不足の新規就農者確保について伺います。

米の価格は高止まりする一方で、25年産米は需要を大きく上回る収穫量となり、在庫が229万トンに達する見込みが示され、国は26年産米の生産目安を抑制することとしました。

このように、近年では米の価格は市場環境や需給バランスの影響を受け大きく変動し、この不安定な価格変動は農業従事者の収入に直結し、経営の先行きに不安を与えています。米を代表としたこのような農業従事者の収入不安定の結果、若い世代や新規農者の参入意欲が低下し、地域農業の担い手確保が一層困難になる可能性があります。

本県では、2019年3月に策定した新ふくいの農業基本計画に基づき、新規就農者を増大させる政策を実施してきたとともに、2024年3月から次世代へつなぐ希望あふれるふくいの食・農・環境計画に基づき、さらに政策を推進しています。

2014年度からの福井園芸カレッジにおいては、2023年までに276名が卒業し、225名が県内定着するなど高い定着率を実現しているのは評価します。

しかし、さらなる新規就農者の確保を求めている中で、就農奨励金が経営形態によって最大300万円の差が生じ、兼業や専業農家の出身者が不利となる点、また、就農後に失敗や撤退した場合の返還義務がハードルとなっている点、さらに、里親報償費では研修生の受け入れ農家への報償費が定額支援で、受け入れ人数に応じた加算がない点など、制度面での課題が指摘されています。

また、経営継承の農地のマッチングが十分に機能しておらず、離農が進む一方で、新規就農につながりにくい現状も課題となっています。

そこで、本県における担い手不足の現状と、新規就農者の確実な確保に向け、就農奨励金、就農給付金の拡充が必要と考えますが、所見を伺います。

また、親から子への経営継承を促進する仕組みや、離農農家と新規就農者のマッチングシステムの整備、相談窓口の充実・強化をどのように進めていくのか、県の所見を伺います。

次は、土木行政についてです。

中部縦貫自動車道大野油坂道路の事業費高騰について伺います。

中部縦貫自動車道は本県と中京圏を結び、中央自動車道や東海北陸自動車道、北陸自動車道を連絡する重要な高規格道路であり、地域振興や産業経済の発展を支える基盤として早期の整備が求められます。

しかし、今年3月、令和8年春を予定していた大野油坂道路の開通が3年遅れの令和11年春と国から公表され、本県の広域交通ネットワークや中京圏との往来に大きな影響が懸念されています。

さらに、10月の中部縦貫自動車道事業費等監理会議では、新子馬巣谷橋の工事課題対応や

物価上昇による資機材、労務費の増加、国道158号の斜面崩落による通行止めの影響などにより、事業費が約450億円増額され総額は1959億円に膨れ上がると公表されました。

このうち本県の負担分は27%に当たる約120億円と見込まれていますが、本県の県政運営や県民生活に与える影響が懸念されます。

その上で、先月12日国に対し、県と沿線市町で構成する中部縦貫自動車道建設促進福井県協議会と県議会高規格道路建設促進議員連盟が大野油坂道路の一日も早い全線開通や地域負担軽減などを要望しました。

国は地方の経済の活性化に必要な事業として予算確保を務めると考えを示しています。

そこで、中部縦貫自動車道の大野油坂道路の事業費高騰による県の財政の負担が懸念されますが、国への要望を行った際の手応えと地方負担縮減に向けた今後の方向性について所見を伺います。

次は、教育行政についてです。

まず、複式学級の解消について伺います。

県内の児童生徒数は減少が続いていること、特に小学校においては昨年度まで複式学級は存在していました。

複式学級とは、1人の担任が2つ以上の学年を同じ教室で同時に指導する学級形態のことです。児童は教師から直接指導を受ける時間が半減し、教師側も準備に多くの時間を要しますが、現状では十分な時間確保が困難です。

こうした課題に対し、県内の複数の市町では独自予算で講師を配置し、複式事業を一時的にでも解消する取組を進めています。

しかしその一方で、財政力の差によりこうした対応ができない市町があり、結果として教育条件に地域格差が生じています。

教育の機会均等は教育基本法の根幹をなす理念であり、特に義務教育においてどの地域であっても、等しく質の高い教育を受けることができ、環境を整えることは本来国や県の責務であると考えます。

実際、滋賀県など複数の県では、県費の補助を入れて複式解消のため教員を追加配置しており、全ての学級に担任がつくなど具体的な支援を進めています。

一方で、学校統廃合など学校規模の適正化については、行政は地域住民主体の議論を期待していますが、現実には話合いが進まない地域も多く、その結果として複式学級だけが増えていくという構図が生まれてきています。

そこで、県内の小中学校の複式学級の現状と今後予想される推移について伺うとともに、複式学級の増加によって生じる教育格差の是正に向け、講師の追加配置のための県単独の支援制度や市町への補助制度の創設など、具体的な対策を講じるべきと考えますが、教育長の見解を伺います。

次に、部活動の地域展開と地域間格差について伺います。

いよいよ次年度から中学校の部活動が平日を除き、地域に移行されていきますが、現時点では体制が十分に整っておらず、地域や種目による格差が生じており、子どもや保護者の不安が高まっています。

特に、真剣に取り組む市町ほど課題を抱え込み、体制整備に苦しんでいるのが現状です。

住んでいる場所によって希望する部活動ができない、または保護者などの送迎や企業負担などが大きくなるなどの不公平は、公平性を重視する教育ではあってはならないと考えます。

特に、吹奏楽のように専門的知識を持った指導人材、練習場所、楽器など、条件がそろわないと実施できない活動は地域間格差が顕著になりやすいため、市町任せではなく、県が主体的に支援することが求められていると考えます。

教育長はいろいろな市町の取組を直接視察し、協議を進めていると伺っています。

そこで、現在の部活動地域展開の進捗状況を県としてどのように捉えているのか伺うとともに、子どもが希望する部活動の有無、送迎や費用などの保護者負担などの格差を是正していくために、県としてどのような取組や政策を実施してきたのか伺います。

先月の我が会派、民主・みらい、県外視察で訪問した千葉県では地域クラブの指導の協力者に登録してもらい、指導者の配置を検討している県立学校や市町村教育委員会に情報提供する、ちばクラサポという人材バンクを立ち上げ、マッチングの仕組みを構築しています。

また、指導者登録した人を対象に研修の場を設けたり、指導者向けの講習会を実施したり、指導者の確保と指導力向上を図っています。

そこで、本県では指導者確保はなかなか進んでおらず、地域や種目によっては活動の継続が危ぶまれる状況ですが、人材バンクの設置なども含め、県のリーダーシップにより公平性を担保するべきであると考えますが、教育長の認識と決意を伺います。

最後に、公安行政についてです。

若者の薬物依存について伺います。

県内の大麻摘発者は令和6年に過去最多の38人となり、この10年間で約4倍に増加しました。

特に、20代以下が7割を占め、若年層での取引拡大が顕著です。

さらに近年、風邪薬やせきどめ薬などを大量に服用するオーバードーズが若者を中心に急増し、社会問題化しています。

他県では、睡眠薬を30錠服用した男性が気分高揚から万引きをする事件も発生し、乱用が犯罪に結びつく懸念があります。

県警は学校などで防止教室やSNS監視、街頭啓発、相談窓口設置などを進めていますが、依存や乱用、摘発件数は減少せず、むしろ増加傾向にあります。

若者の薬物依存が将来的に窃盗や暴力などの犯罪行為に結びつく懸念がありますが、これまでの県や教育委員会との連携内容について伺うとともに、拡大する若年層の薬物乱用や依存に対し、さらなる対策が必要だと考えますが、所見を伺います。

議長／北川君に申し上げます。

発言通告時間を超過しておりますので簡潔に願います。

北川議員／最近では新たに若者を中心にエトミデートの乱用が広がりつつあります。

海外では医療手術の鎮静剤として使われていますが、ゾンビたばこと呼ばれています。

今年に入り、沖縄県を中心に摘発が続いている、密輸グループも逮捕され、さらには大分、三重等の各地に飛び火しつつあります。

これまでの薬物乱用に加え、新たな薬物の広がりに警戒が必要だと考えます。

エトミデート、通称ゾンビたばこに対する県内への広がりの可能性を伺うとともに今後の対策を合わせて伺います。

以上、誠実な御答弁をよろしくお願ひいたします。

議長／職務代理者、副知事中村君。

中村職務代理者／北川議員の代表質問にお答えをいたします。

まず、ハラスメントへの今後の対応についてでございます。

御指摘もありましたように、ハラスメントは職員個人の人格や尊厳、これを侵害するだけでなく、職場全体の士気、ひいては県民サービスの低下を招きかねないものです。

見過ごされるようなことは絶対にあってはならないと考えております。

これまで相談を受けた際には、県の人事課で速やかに事実関係を確認し、ハラスメントの事実が確認された場合には、加害者への指導のほか、被害者の意向も考慮した配置転換などの人事上の措置や人事委員の懲戒処分の指針などに準じた処分を行っておりまます。また、知事部局では、ハラスメントを防止するため、階層別の研修におきまして全ての職員に意識の啓発を行っております。

また、人事課や人事委員会、さらには県庁内のメンタルケア専門員が相談に応じるなど複数の相談窓口を設けまして、丁寧に対応しているところでございます。

さらに、加害者が誰であっても、被害者が安心して声を上げられると、この環境を整えることが重要で、こうした環境作りも含めて、組織一丸となってハラスメント撲滅に向け、不断の努力を続けてまいります。

次に、自民・維新の連立与党が新幹線開業に向けた取組に与える影響、それと与党への働きかけについてお答えをいたします。

敦賀以西につきましては平成28年以降、小浜・京都ルートによる環境アセスメントなどの手続が進められているわけです。

自民・維新の新たなPTによりまして、改めてルートの議論がなされることとなったわけですが、与党においてはこれまでの議論を白紙に戻すことなく、前に進めていただく必要がございます。

日本維新の会は、先月11月11日、高市首相へ小浜・京都ルートの変更の検討を求める提言をしました。

今月の2日には、与党のPTにおきまして、小浜・京都ルートを含む8つのルート案を示して、昭和48年の整備計画見直しなどを求めていく方針を固めたところでございます。

県といたしましては、10月以降、維新の国会議員に対しまして、どういう経緯でこの小浜・京都ルートに今現在なっているかということを、法律も含めまして、制度も含めまして細かく説明をしてまいりました。

これまでの議論を白紙に戻すような進め方というものは、沿線自治体、住民、それから経

済界、その意向を無視したものでありまして、極めて遺憾であると考えております。県議会とともに本県の強い思いを伝えていきたいと考えております。次に福井アリーナの運営、管理に係る経済界との協定書の締結時期、それとその内容についてでございます。国の交付金を活用して民間事業者に交付をする場合は、一定の公共性とか公益性、それから中長期的、安定的な施設運営を担保するため、アリーナ竣工までに協定を締結することが要件となっております。交付金の申請段階ではこれは必要とされてはおりません。協定の締結、県といたしましては、この協定の締結につきましてはアリーナの着工前が一つのタイミングかなと考えております。内閣府と調整をしながら、整備会社、運営会社、福井市など関係者との協議を進めてまいります。また、協定に盛り込む内容でございますが、これは一応定められておりまして、施設を利活用する目的、それから事業の期間、年間利用の想定、財産処分の制限、施設運営の役割分担などを取り決めることとなっています。これも全国の先行事例がございますので、それを参考にしながら県民に長く愛され、本当に親しまれる施設となるよう関係者と協議を重ねてまいりたいと考えております。その他につきましては担当より御答弁させていただきます。

議長／副知事鷲頭君。

鷲頭副知事／私からは、働き方改革に係る高知県の取組に対する認識と、本県の取組実績に対する評価につきましてお答えを申し上げます。本県の働き方改革につきましては、特にコロナ禍以降、テレワークやフリーアドレス、またペーパーレス化、そしてA I やR P AといったD Xの活用など、いずれも全国に先駆けて取り組んできたところでございます。この結果、超過勤務につきましては、昨年度は1人当たり年間125時間未満という目標を達成いたしました、これは全国の中でも少ない水準となってございます。今年度も昨年度をさらに下回る状況となってございます。また、早出遅出勤務やフレックスタイムについては、今年の7月から9月までの3か月間で、約800人が利用してございまして、ライフスタイルや家庭事情に応じた働き方が浸透し、退色防止などに一定の成果を上げていると認識しております。御指摘のありました高知県における超勤手当の割増率の引上げについては、管理職に対して、長時間勤務へのコスト意識の醸成、あるいはマネジメント力の向上を狙った全国初の先進的な取組として注目しております、今後、成果、課題を含め、状況を伺ってまいりたいと考えております。また、短時間正職員につきましては、来年の人事院勧告で具体的な制度内容が報告される予定でありますことから、国や他県の状況を踏まえて検討していきたいと考えております。

議長／総務部長服部君。

服部総務部長／私からは、育児休業、選択的週休3日制の制度利用についてお答えを申し上げます。

育児休業の取得に当たりましては、その職場に育休取得者に代わって、臨時的任用職員や会計年度任用職員、より長期間の育休となる場合は正規職員を配置しております、令和7年10月現在、配置率は81.9%でございます。

代替職員を配置できない場合は、周囲の理解と協力が得られるように、同僚職員に対して、勤勉手当の加算も行っております。

選択的週休3日勤務につきましては、利用している人数としては、令和7年10月現在で2人にとどまっているものの、フレックスタイム制全体では37人が利用しております、利用している職員からは、子どもの送迎や介護、地域活動の時間を確保できたといった声を聞いているところです。

今後、職員が多様な選択肢の中から柔軟に働き方を選べるよう、職場管理者に対して聞き取りを行ってまいります。

さらに現在、福井県職員子育て応援女性活躍推進プラン、このプランの改定に向けて、育児休業や超過勤務、働き方に関する制度の活用状況について職員を対象にアンケート調査を実施しているところであります、この結果を踏まえながら今後の働き方改革を推進してまいります。

議長／交流文化部長西川君。

西川交流文化部長／私からは1点、座談会で県民の意見を十分聞き取れたか、また、意見の内容と県の方針についてお答えを申し上げます。

アリーナ整備に向け県全域の機運醸成ですか理解促進を図りますため、整備会社とともに、嶺南、奥越、丹南地域で座談会を開催してまいりました。

開催に合わせまして、利活用アンケートも依頼してございまして、これらをあわせますとこれまでに約600人の方から御意見や御要望をいただきております。

座談会では、事業計画案の詳細ですか、内容についてできる限り丁寧に直接説明をしておりまして、参加者からは県民利用枠の料金設定やアリーナまでの移動手段、あるいはバリアフリー対策など、様々な御意見を伺っております。

今後も引き続き整備会社や運営会社、福井市と連携して、文化スポーツ等の関係団体からも意見をお聞きするなど、また、残っている芦原、鯖江地区の座談会や広報イベント、ホームページやSNSによる発信、利活用アンケートの継続などによりまして、様々な機会を通じて御提案いただきながら、御提案ができる限り反映できますよう開業に向け準備を進めてまいります。

議長／エネルギー環境部長獅子原君。

獅子原エネルギー環境部長／私からは4点、お答えをいたします。

まず、再エネ活用地域振興プロジェクトの採択実績と温室効果ガス排出量の削減実績についてお答えいたします。

再エネ活用地域振興プロジェクトについては、2023年度以降、昨年度に池田町で小水力発電設備が整備されたほか、来年度には勝山市でも同設備の整備が予定されております。

また、現在この事業の活用を検討している計画もあり、引き続き案件形成を進めてまいります。

温室効果ガス排出量については2030年度に2013年度比で49%削減を目指しており、最新の2020年のデータでは、全体で26.5%減、部門別では家庭部門26.7%減、運輸部門23.9%減、産業部門12.6%減、業務部門26.1%の減となっています。

全体ではおおむね順調に推移しておりますが、家庭部門、産業部門では増加傾向となっております。

この状況につきましては、県のホームページなどで公表しているほか、カーボンニュートラル福井コンソーシアムの全体会議でも共有しております。

今後も産学官金民が連携し、全県的に脱炭素化に向けた取組を進めてまいります。

次に再生可能エネルギーの導入状況の管理公表と再生可能エネルギー由来電力の割合、発電量等についてお答えいたします。

環境基本計画では、再生可能エネルギーの導入量について、2030年度に2020年度比で1.6倍となる133万6000キロワットを目標に掲げています。

直近の2023年度の導入実績は91万2000キロワットであり、こうした毎年度の進捗状況はカーボンニュートラル福井コンソーシアムの全体会合で報告するとともに、県のホームページなどでも公表しております。

一方、再生可能エネルギー由来電力の割合や発電量については国の統計上一定の出力規模以上の発電事業者の実績しか確認できず、また、導入件数等においても自家消費型の太陽光発電年分が把握できないなど、県内の正確な状況をお示しすることは困難な状況でございます。

今後も把握可能な範囲で再生可能エネルギーの導入状況の見える化に努めてまいりたいと考えております。

次に、クマ対策の市町への側方支援と対策会議を踏まえた県の対応についてお答えを申し上げます。

クマの緊急銃猟の権限を有する市町への支援は県の重要な役割であり、これまで市町からの応援要請を待たずに専門知識をもった職員を現地へ派遣し、対応を支援してまいりました。

先月開催したクマ出没対策会議では、緊急銃猟について市町の実施体制の構築や捕獲従事者の確保が課題としてあげられました。

県としても引き続き市町や警察と連携した、緊急銃猟対応訓練や捕獲従事者のスキル向上を目的とした射撃研修など必要な対策を講じてまいります。

さらに、市町から要望のある捕獲従事者の報酬の引上げや箱罠などの資機材の整備についても、今後、国のクマ被害対策パッケージの活用を検討してまいります。

最後に、クマの生息数の把握と重点的な対策エリアの設定についてお答えをいたします。クマの生息数については、昨年度環境庁のガイドラインに基づき、カメラトラップによる個体の識別や山林内での目撃情報などを基に、＊＊＊統計資料を用い、県全体の推定を行いました。

この結果を踏まえ、特定鳥獣管理計画では嶺北で160頭、嶺南で50頭の年間捕獲目標を定め、計画的に熊を捕獲することとしております。

捕獲に当たりましては、まず、市町が過去に出没が多かった集落の山際からおおむね200メートルまでの山林を管理強化区域に設定いたします。

その上で、人身被害が頻発し、市町だけでは対応が困難な場所については、県が管理強化区域に設定し、対応することとしております。

こうした方針の下、県では勝山市東部地域を管理強化区域に設定し、10月から計画的な捕獲を実施しているところあります。

議長／健康福祉部長宮下君。

宮下健康福祉部長／私からは、福祉行政について、2点、お答えいたします。

まず1点目、医療的ケア者等を受け入れる生活介護事業所の人件費に係る県独自の補助制度についてお答えいたします。

生活介護事業所については看護職員の配置が必須となっており、その人件費は国の報酬によって措置されています、さらに令和6年度報酬改定において生活介護事業所で医療的ケアなど手厚い介助を必要とする方を支援した際の加算の拡充が行われました。

こうした理由から、県独自の補助は行ってまいりませんでした。

しかし、国の加算の基準を超えるきめ細やかな体制で支援をしている事業所では、国の報酬改定後も苦しいとお声を伺っているところです。

こうした実情を踏まえ、手厚い介助を行う事業所への支援について検討を進めてまいりたいと考えております。

2点目、福祉現場に関心を持つ方が気軽に体験できる機会の拡充についてお答えいたします。

障害福祉分野において人材が定着するためには、職場環境において業務内容や職場の雰囲気、障がい者支援のやりがいや魅力を体感いただくことが重要であると考えております。

県では福祉現場の業務を体験できる機会として、令和6年度より、学生を対象とした有償インターンシップや、高齢者を対象としたちょっと就労を促進しております。

また、民間事業所ではスポットワークで短時間働いた後、正規採用につながった事例もございます。

福祉事業所においても活用を進めているところでございます。

今後も現場で働く職員の声を直接高校生に伝えるなど、福祉現場の魅力を発信し、実際に障害福祉の現場を体験していただくことで人材確保につなげていけるよう引き続き努めてまいります。

議長／産業労働部長大塚君。

大塚産業労働部長／私からは、取引適正化対策の成果及び法改正に対する期待と啓発について申し上げます。

県ではこれまで、新聞広告等によりまして、価格転嫁の機運醸成を図るとともに、交渉等のノウハウを助言するセンターを3年間で200社に派遣したほか、業界単位で価格転嫁に取り組む繊維や機械など33団体を支援してきました。

企業や団体からは助言により価格交渉が実現できた、あるいは業界内での理解が深まり、価格交渉回数の増加につながったという声を伺っております。

来年1月に施行される中小受託取引適正化法につきましては、適用対象企業の拡大や協議に応じない一方的な代金決定の禁止など、新たな規定が追加されており、発注者と受注者の協議の場が増えて価格転嫁が進むことを期待しております。

県では今後、繊維や眼鏡など組合会員企業約600社を対象に価格転嫁の状況を調査する中で、それらの企業に対して法改正の内容を周知していくほか、国や経済団体とも連携いたしまして広く啓発活動を行ってまいります。

議長／農林水産部長稻葉君。

稻葉農林水産部長／私から2点、お答えいたします。

初めに、担い手不足の現状と新規就農者確保のための支援についてお答えいたします。

県では、県内外から就農希望者を確保しまして、園芸カレッジなどの研修によって育成強化を図ってまいりましたが、先月28日に公表されました2025年農林業センサスによりますと、今年2月1日時点の県内の農業経営体の数は5年前と比べて26.4%減少しております。就農希望者のうち、専業または兼業農家出身の方は、親元収納が通常かと思いますが、農家出身でない方に比べますと、農地等の経営基盤があり、早期に経営が安定しやすいという状況がございます。

このため、収納奨励金は少なくなっていますけれども、機械や施設などのハード整備につきましては、農家出身でない方と同様の支援をしております。

また、親元就農を含め、新たに経営を継承し、規模拡大する就農者に対しては、機械、施設の導入や修繕、法人化に要する費用などを今年度から新たに支援をしております。

今後も引き続き、農家出身かそうでないかにかかわらず、県内で就農し、福井の農業を担っていただける方の確保、育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、経営継承を促進する仕組みや新既就農者のマッチングシステムの整備、相談窓口充実強化についてお答えいたします。

県では平成30年から経営継承を希望する農家に対して、税理士や社会保険労務士など専門家の派遣による経営指導を行っており、昨年度は親から子への継承4件を含む、計5件の経営継承に結びついております。

また、離農農家等、新規就農者のマッチングを図るために農地や住宅の確保、就農プランの提案、補助事業の活用などにつきまして円滑なサポート体制の構築が必要でございま

して、今年度から各市町へのワンストップ窓口の整備を進めております。この秋、新たに越前市及び南越前町を対象とする窓口が整備されたところであり、今後も市町、県、JAが連携しまして、全県下への窓口整備を進めてまいりたいと考えております。

議長／土木部長平林君。

平林土木部長／私からは、中部縦貫自動車道大野油坂道路の事業費高騰に対する地方負担の軽減についてお答え申し上げます。

10月28日の事業費等監理会議において、国から事業費増額の報告があったことを受け、先月12日に国土交通省の坂井副大臣等に対し予算確保と早期開通に加え、コスト縮減の検討や交付税措置率の高い国土強靱化予算等の活用による地方負担の軽減を強く求めたところでございます。

国からは、強靱化予算を含めた補正予算及び来年度当初予算において必要額を十分に確保できるよう財務省とも協議を進めていくや、一日も早い開通が結果としてコスト縮減になるので頑張ってまいりとの回答があったところでございます。

県としては、引き続きコスト縮減や国土強靱化予算の活用等による地方負担の軽減を強く求めるとともに、国と密に情報共有を図り、事業費等の管理を徹底してまいりたいと考えております。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から、教育行政について4点お答えをいたします。

まず、ハラスメントへの今後の対応についてお答えします。

県教育委員会では平成22年にハラスメントの防止に関する指針を制定し、常日頃より県立校長会や市町教育長会議等において、ハラスメント防止について指導しております。

また、年度当初には各学校において職員会議等でハラスメント防止を含む服務規律確保を周知、徹底するとともに、新任校長研修や中堅教員研修など、階層別研修においてもこうした指導を行っているところです。

教職員から相談があった場合には、指針に基づき、早急に事実確認を行うとともに、事実であることが認められた場合には関係者に対して適切な指導を行うこととしております。内容によっては懲戒処分の指針に基づき処分を行うなど、今後も厳正に対処してまいります。

また、ハラスメントを起こさせないためには、日頃から職場内の人間関係が良好であることが重要でして、適切な距離感が前提ではありますが、県教委では風通しのよい職場づくりを目標に、互いに意見を言いやすく、相談しやすい職場環境づくりに努めてまいります。

引き続き、ハラスメント防止の徹底に努めてまいります。

次に、複式学級増加に伴う対策についてお答えいたします。

複式学級は、2学年で児童が16人以下という国の基準がありまして、その基準に基づい

て開設しており、現在小学校35校で70学級が設置されています。

学級数については少子化の進行に伴い増加傾向がありましたけども、市町において計画的に統廃合を進めたことなどによりまして、令和7年度には3校、4学級減少し、さらに令和8年度は2校、7学級の減少を見込んでおります。

小規模校として存続させるか、また、統廃合するかにつきましては設置者である市町が判断しております。統廃合が難しい場合には市町独自で講師を任用し、複式学級の解消を図っているケースもあると承知しております。

複式学級では異学年の児童が同時に授業を受けるという難しさもあります。県では市町に対して教科指導のための加配教員や会計年度任用職員を配置するなどの支援を行っておりまして、今年度からは複式学級のある35校全てに配置しております。

引き続き、児童一人一人に寄り添った教育環境となるよう努めてまいります。

次に、部活動の地域展開の進捗状況についてお答えいたします。

部活動の地域展開について、県ではこれまで国の支援に加えまして、県独自の補助制度を設けて、指導者の報酬、用具やユニフォームなどの購入、地域クラブの運営経費、そして保護者負担の支援などを行ってまいりました。

こうした取組によりまして、令和7年10月末現在では休日部活動の約78%において、地域展開への体制が整ってきたという状況です。

御指摘のとおり、吹奏楽の地域展開については、練習場所の確保ですか、また、楽器を移動しなくてはいけないといったような様々な課題がございますけども、私が視察した敦賀市においては、市民楽団が令和3年度に敦賀市ジュニア吹奏楽団を設立し、4つの中学校の生徒が合同で練習する体制を整えておられました。

段階的に休日の活動を増やしております。来年度からは休日は全てクラブで活動するという予定であると聞いておりまして、地域の協力により移行が進んでいる例もございます。

引き続き国制度を活用しながら財政支援を行うとともに、生徒が将来にわたってスポーツ、文化芸術活動に親しむ機会が確保されるよう、市町と協力して進めてまいります。

次に地域クラブの指導者確保に向けた取組についてお答えします。

部活動の地域展開を進めるに当たりましては、運営団体、そして指導者の確保などが課題でしたが、本県におきましては、市町による運営団体の設立や、そして指導者確保に係る地域の協力、県の財政支援など様々な取組を進めてきた結果、休日部活動の約8割において、地域展開の見通しが立った状況となっております。

指導者確保のための支援として、県では以前から運用しておりますスポーツ指導者バンクについて、部活動改革を契機に拡充を図っております。スポーツ協会の研修会等における登録の働きかけなどを行っております。

今年度、新たに65名が増えて、現在199名が登録しております。

県では、引き続き、スポーツ指導者や退職教職員などに対してこの指導者バンクへの登録を働きかけるとともに、市町から指導者確保について相談を受けた場合には、県の総括コーディネーターを中心に、候補者を紹介するなど個別対応も含めて、今後も市町を支援してまいります。

議長／警察本部長増田君。

増田警察本部長／私からは、ハラスメントへの対応と公安行政2点についてお答え申し上げます。

まず、ハラスメントへの対応でございますけれども、県警察では職員がその能力を十分に発揮できるような良好な勤務態勢を確保するため、ハラスメントの防止や排除のための各種措置を講じております。

ハラスメントに係る相談や情報提供、あるいはハラスメントにつながる可能性のある事案を認知した場合は速やかに調査を行うとともに、調査の結果を踏まえ、厳正な処分を行っております。

今後もハラスメントに悩む職員がいる場合に、その行為を組織が確実にくみあげられるよう、相談窓口等の適切な運用といった環境の整備を推進し、また、ハラスメントに気づいた周りの職員が見て見ぬふりをせず、速やかに組織につなぐことができるよう、全ての職員の意識を高めてハラスメントのない環境をつくるよう努めてまいります。

次に若者の薬物依存対策についてお答えいたします。

当県の昨年における大麻事犯の検挙人員については、20歳以下の若年数が全体の約66%を占めており、このうち違法薬物で検挙されたことのない初犯者が約80%となっています。その背景として大麻に有害性や依存性はないなどといった誤った情報が広がっていること、SNSの普及によって大麻の入手が容易になっていることが考えられます。

こうした状況を踏まえまして、県警察では、薬物の危険性を正しく認識し、SNSを含むインターネットの適切な利用を促進できるよう、教育委員会や関係機関とも連携しながら、非行防止教室の開催やSNSを利用した情報発信など、若年層を対象とした広報啓発活動、インターネット上における違法有害情報の排除対策、薬物密売組織の摘発などを推進しております。

薬物事犯の現状を踏まえ、県警察では薬物の供給の遮断と需要の断絶に向けた取組をさらに推進してまいります。

次に、エトミデートの現状と対策についてお答えいたします。

エトミデートについては本年5月に指定薬物として規制が開始されて以降、三重県等において検挙事例があることは把握しておりますが、これまで当県においてエトミデートに関する連して関連して検挙した事案はございません。

エトミデートを含む危険ドラッグは使用がやめられなくなったり、死亡例を含む健康被害や異常行動を引き起こす場合があり、麻薬や覚醒剤と同様に非常に危険な薬物である認識しております。

県警察といたしましては、引き続きエトミデートを含む危険ドラッグの県内への広がりについて注視しつつ、薬物密売情報の収集を強化し、密売人、薬物乱用者の取締りを推進するとともに、広報啓発活動を行い、社会全体から薬物の乱用を排除する機運の醸成を図つてまいります。

議長／以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

明5日から8日までは休会にいたしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長／御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、来る9日は、午前10時より会議を開くこととし、議事日程は当日お知らせいたしますので御了承願います。

本日は、以上で散会いたします。